



Forest Certification Public Report

認証取得者:	山梨県
森林名:	山梨県県有林
連絡担当者:	金 真美 氏
国:	日本
基準:	FSC-STD-JPN-01-2020 V1.1 (日本国内森林管理規格第1-1版)
認証番号:	SA-FM/COC-001842
FSC® ロゴライセンスコード:	FSC-C012256
認証発行日:	2023年3月12日
認証有効期限:	2028年3月11日

- 目次: 1. 基本情報
3. 認証審査の過程
4. 管理の背景
5. 本審査/グループ本審査
6. 第1回年次監査 (S1)

- Annexes: A1: 森林管理規格
A1.1: 農業
A1.2: 原生林景観
A2: 利害関係者への聞き取り一覧
A3: 樹種一覧
A4: ワシントン条約付属書記載樹種リスト(参考)
A5: 法と規制
A7: グループメンバー詳細 / 森林管理区画詳細 (グループ認証 & マルチサイト認証)
A8: サンプリング計算方法
A10: 用語集
A11: 認証決定フォーム
A12: プロダクトスケジュール
A13: 国際労働機関規約 (参考)
A14: プロダクトコード(参考)
A15: 翻訳要求事項 (参考)
A18: オープニング & クロージングミーティング

	審査日	審査チームリーダー	レポート確認者	レポート確認日	レポート承認者	レポート承認日 / 最終更新日
本審査	2022年 11月16日-18日	白石則彦	ロブ・ショウ	2023/2/3	ロブ・ショウ	2023年2月9日
第1回年次監査	2023年9月25日~ 27日	汐見崇史	Gus Hellier	26-Oct-23	John Rogers	14-Nov-23
第2回年次監査						
第3回年次監査						
第4回年次監査						

Please note that the main text of this report is publicly available on request

Soil Association Certification • United Kingdom
Telephone (+44) (0) 117 914 2435
Email forestry@soilassociation.org • www.soilassociation.org/forestry

Soil Association Certification Ltd • Company Registration No. 726903
A wholly-owned subsidiary of the Soil Association Charity No. 20686
FSC Licence Code FSC® A000525

1	基本情報		注: 緑枠の項目はFSCデータベースで要求された情報が含まれている。各監査で注意深く確認し、変更があった場合は黄色で強調すること。
RT-FM-001-25はFSC FM Digital audit report template (FSC-FM-DAR)とともにのみ使用される。認証取得者の追加情報はFSC-FM-DARに記録される。薄いグレーで表示されている参照項目は、特に要求のない限り入力不要。			
1.1	認証機関	Soil Association Certification Ltd	ガイダンス
1.1.1	認証登録番号	SA-FM/COC-001842	
1.1.2	認証の種類	FSC	
1.1.3	直近5年間に取得したFSC認証およびその他の認証についてお知らせください。 以前取得した認証報告書のコピーを別途お送りください。	FSC-FM-DAR 1.10 参照	
1.2	認証取得者の詳細		
1.2.1	会社名/法人格	山梨県	
1.2.2	日本語での会社名/法人格	山梨県	
1.2.3	法人登録番号	該当しない。	
1.2.12	現地へのアクセスに関する特記事項	特になし。	
1.3	認証の範囲		
1.3.1	認証の種類	単独	
1.3.1a	事業体の種類	森林管理者	
1.3.2a	認証範囲の森林名	山梨県県有林	
1.3.6	経度	北緯35度10分06秒~35度58分18秒	
1.3.7	緯度	東経138度10分49秒~139度08分04秒	
1.3.9	森林ゾーン	温帯	
1.3.10	FSC® AAF 区分	非SLIMF面積 (ha)	SLIMF面積 (ha)
	自然林 - コミュニティフォレストリー		
	自然林 - 保全目的	110,000	
	自然林 - 熱帯林		
	自然林 - 北方林		
	自然林 - 温帯林		
	人工林	34,000	
	合計		144000
1.4	森林管理		
1.4.1a	保有管理	県有林	
1.4.1b	所有権	県有林	
1.4.3	森林区分	半自然林、人工林、自然林の混合	
1.4.4	森林構成	針葉樹優占	
1.4.5b	先住民族の存在	いいえ	
1.4.5c	原生林景観の存在	いいえ	
1.4.13	パイロットプロジェクト	いいえ	
1.4.14	SLIMFs - 小面積	いいえ	
1.4.15	SLIMFs - 低強度	いいえ	
1.4.16	森林管理区画の区分	数	面積
	100 ha以下		
	100 ha - 1000 ha		
	1000 ha - 10,000 ha		
	10,000 ha 以上	1	144000
	合計	1	144000
1.4.17	所有/管理されている森林(共有または部分的な所有権/管理者、コンサルタント、その他の責任を含む)のうち認証の範囲に含まれていない森林面積	FSC-FM-DAR 5.03の合計面積参照、単独認証の森林管理区画のみ以下に正当性を記録する： 他団体への貸地等は管理下不在のため。	

3 認証審査の過程

3.1 審査日 更新審査日

2022年11月16日-18日

審査を実施するための人日数
6人日

3.2 審査チーム

1) 白石 則彦

白石則彦博士は、東京大学大学院農学生命科学研究科の教授を2021年3月に退職した。大学教員の前職は10年間、農林水産省の研究機関である森林総合研究所に研究員として勤務していた（筑波本所，および北海道支所）。研究の専門分野は森林計測、森林資源調査および森林経営である。課程博士号の学位を東京大学で取得した。森林認証や森林モニタリングなど幅広い分野で研究論文を発表している。

2) 瀨瀬 渉

瀨瀬渉は米国オレゴン州立大学農業科学部魚類野生生物学科を2004年に修了した（Master of Science）。専門分野は河川生態学、流域保全学である。その後リサーチアシスタントとして2005年までUSGS、USFSの研究調査に参加した。2006年より日本の環境アセスメント企業において森林、鳥類、哺乳類、魚類、水質、地質などの調査業務を歴任した。2011年よりアマタにて森林バイオマスの実証試験、生物多様性コンサルティングなどを担当。2016年にアマタ認証事業をサポートし、2019年よりアマタ認証事業のマネジメントおよび審査業務を担当している。

チームメンバーの履歴はウッドマークオフィスに保管されている。

3.2.1 報告書作成者

白石則彦

3.3 レポートピアレビュー

該当しない。

3.4 認証の判断

英語レポートAnnex11参照

3.5 審査の進め方の根拠

現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除、景観伐採といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。

3.6 審査した事項および場所の選択理由

2022年11月16日

オープニングミーティング 9:00-9:30

書類審査 9:30-12:00

現地審査：13時出発 中北林務環境事務所管内

【491林班ろ1小班】高齡カラマツ人工林の搬出間伐地、新たに搬出路を作設。請負業者へのインタビュー。

【482林班い8小班】高齡カラマツ人工林の皆伐跡地、地拵えを終えてシカ柵を設置している。

2022年11月17日

現地審査：9:00出発 富士・東部林務環境事務所管内

【423-1林班ほ4小班】高齡カラマツ人工林の皆伐跡地、地拵えを終えてシカ柵を設置している。請負業者へのインタビュー。

【433林班り8小班】カラマツの3年生植林地。今年下刈りを実施した。問題なく成長している。

現地審査：峡東林務環境事務所管内

【115林班に1小班】カラマツの3年生植林地。一貫作業で発注した。植栽および獣害防除ネットを設置。2020年にカラマツを2,200本/ha植栽。請負業者へのインタビュー。

【128林班い4、8小班】5年生カラマツ植林地。県職員へのインタビュー。

2022年11月18日

書類審査：一般規準及びチェックリストによる再確認 8:30-15:30

クロージングミーティング 15:30-16:00

講評 16:00-16:30

3.7	規準 当該森林は日本国内森林管理規格チェックリスト（英語および日本語の最新版）を用いて審査された。規格のコピーは https://jp.fsc.org/jp-jp/4-fsc/4-3/4-3-1-fm で入手可能である。
3.7.1	規準の適合／修正 修正はなかった。
3.8	利害関係者との協議
3.8.1	利害関係者との協議の過程の概要 11人の利害関係者と連絡を取った。 2人から返事を得られた。 アンケートは2022年10月19日に送付され、11月9日までに回収された。 審査中に2回インタビューをした。 利害関係者からの議題とウッドマークのコメントについては付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果を参照。
3.9	所見 所見は、ソイルアソシエーションチェックリストを用いて、体系的に記録される。完成したチェックリストは附則書類1として添付される。ソイルアソシエーションチェックリストの履行は、FSC森林管理の原則と基準の全ての基準の評価に基づいている。認証発行のためには、軽微な不適合のみが認められる。重大な不適合は事前条件として発行される。軽微な不適合は、条件や観察事項の発行につながる。事前条件と条件、観察事項は本レポートの2章に記載されている。 長所はチェックリストの中で4点または5点で示されている。3点がつけられた基準は、FSCの要求事項に準拠し、満たしていることを示す。基準レベルでの短所は、1点または2点がつけられたものであり、不適合事項と考えられる。これらの規準に対しては事前条件(得点1)または条件／観察事項(2点)が要求される。指標レベルで指摘された弱点は×がつけられている。 各不適合事項は、提示された改善要求事項(事前条件、条件、観察事項)の説明とともに、2章で詳しく述べられている。この章では条件を解除するために必要な行動についても詳細に述べられている。設定された条件については、設定された期限内に実行されなければならず、年次監査の際に評価され、報告される。年次監査の詳細については本レポートの6章を、また条件の解除については2章を参照。
3.10	課題 評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。
規準番号	課題 なし

3.11 結果、結論および推奨事項

付属文書1:規準及びチェックリストに記録された所見に基づき、また本レポート2章の改善要求事項を条件として、認証取得者の管理システムは、もし記述のとおり実施されれば、審査の範囲に含まれる全ての森林に対して、規準の全ての要求事項が満たされると判断される。そして、本レポート2章に詳細に記述されている改善要求事項を条件として、認証の範囲に含まれる全ての森林に対し、管理システムが継続的に実施されていることが、認証取得者によって示された。

FSC認証は表紙に示された期間で発行される。また年次監査で満足のいく結果が出されることを条件に継続される。

4.0 管理の背景

4.1 背景 - 森林管理組織が従う法律、行政、土地利用の背景の概要で、森林管理の側面（伐採、モニタリング、保護、安全衛生、インフラ、その他の利用など）に関わる担当政府機関の役割も含まれる。

日本の面積は約37.8百万haである。地質としては、太平洋側は地殻変動があり、火山活動が歴史的に続き、今日の土地利用を決定している。1億2千5百万の人口のほとんどは沿岸の都市部に居住し、その内陸の山間部を除いた面積は全体の約18%に該当する。森林が内陸の山間部を覆い、面積でいうと2,505万ha、国土面積の約66%に該当する。

日本国内の森林の構成は、約766万ha(31%)が国有林、約299万ha(12%)が公有林（都道府県、市町村財産区）、約1439万ha(57%)が私有林になっている。私有林家の平均保有山林面積は2.6haであり、これら山林の管理においては、自治体や森林組合が大きな役割を担っている。

自治体や森林組合は民有林管理の中心的な役割を担い、その業務内容は管理する地域の管理計画策定、森林管理に関する相談、市町村から森林所有者への補助金交付の窓口機能、管理業務の遂行及び木材の販売活動など多岐に亘る。私有林所有者の約半分は森林組合に所属している。

直近では2008年に改正された森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、環境機能と林業の進展を目指したものである。また、森林法（1897年制定、1951年廃止・再制定、2018年改正）は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。さらに、森林組合法(1978年制定、2018年改正)は、森林所有者の協同組織の発達を促進すること、森林所有者の経済的社会的地位の向上、森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的としている。

森林法は2011年に大きく改正され、2012年4月1日から施行された。森林所有者にとっては、森林施業計画から森林経営計画へと変更になったのが大きな変更点である。従来、所有者単位で施業地のみを対象とした計画が立てられていたが、地域の森林を集約化し、保護すべき森林も含め、原則として林班内で一定以上のまとまりをもった森林が計画対象となる。なお大規模所有者はこれまでと同様所有者単独での計画を作成することも可能である。また、森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者も計画を作成できる。さらに、5年間の計画はより具体的なものとなり、その具体的計画に対して補助金や税制面での優遇措置が受けられるようになる。

国内の森林は、人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えている一方、森林の所有が小規模かつ分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない、伐採した後に植林がされないという事態が発生している。加えて所有者不明や境界不明といった課題も顕著になってきており、境界や所有者の確認に多大な労力が必要になってきている。このような状況を改善すべく、管理意欲のないことを所有者が意思表示した森林や所有者不明森林の経営管理を市町村が行い、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業体に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理をすることを可能とする森林経営管理制度が森林経営管理法（2018年5月制定、2019年4月施行）の下で定められた。

このほか、森林管理区域に適用される法律としては、自然公園法、自然環境保全法、林業種苗法、森林病虫等防除法、砂防法などがあり、森林施業時に順守すべき法律として機能している。

2018年3月現在全国の森林のうち1,295万haが保安林に指定されている。（内訳としては水源かん養保安林が71%、土砂流出防備保安林20%、その他9%程度である。）これらの指定区域においても伐採は許可されているが、搬出の技術やその後の再造林の計画、また伐採可能量については制限がある。保安林として指定することによって、多様な保護活動が可能になり、実際にこれら指定域における林業活動には制限がある。

環境省の自然公園制度では日本を代表するような、すぐれた自然の風景地を国立公園とし、またそれに準ずる地域については国定公園に指定し、都道府県を代表するすぐれた風景地については都道府県立自然公園として指定している。国立公園については環境省の指定で、現在34公園、219万ha（国土面積の5.8%）があり、国定公園については全国56公園、141万haになる。都道府県が条例によって指定し、自ら管理を行う都道府県立自然公園は、現在311公園、197万haが指定を受けている。3つの指定地域全体で国土の14.8%に相当する。

国立公園および国定公園では、景観を維持するための保全の優先順位が高い順に、特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域が指定される。それ以外の地域は普通地域である。

環境および社会経済的背景

地形、緯度、および太平洋、ユーラシア大陸東部、アジアモンスーンからの季節的影響などを受け日本の森林は大きく4つの林相に分けられる。北海道高緯度地域の亜寒帯林、北海道低緯度地域及び東北の冷温帯林、東北を除く本州及び九州に広がる暖温帯林、そして沖縄の小規模な亜熱帯林である。

人工林は、今日の日本の森林面積の約4割を占め、そのほとんどが第二次大戦後に植林されたという背景がある。主たる樹種としてはスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツがある。

急峻な地形上に広がる森林が多く、森林の治山機能が重視されている。また、日本文化における森林の位置付けは非常に重要である。

5.0	森林 青字は必要に応じて編集し、レポート提出前に黒字に変更すること。
5.1	森林管理組織の一般的背景
5.1.1	森林管理組織の種類と設立年
	現在の山梨県有林は、県議会の要望により、明治44年3月11日、見込面積16万4千haにも及ぶ広大な入会御料地が御下賜されたことに始まる。
5.2	保有権
5.2.1	第三者の保有権及び使用权
	土地の所有は山梨県であり、恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。一部貸付地がある。 従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをすることが定められており、実際に払い下げがなされている。山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。保護団体は巡視等の義務を負っているが、その対価として毎年交付金が支払われている。 また、山梨県には、日本百名山のうち富士山をはじめとした10の山があるなど、登山利用が活発な地域であり、多くの登山客が訪れている。12箇所の森林文化の森や3箇所の森林公園など森林利用も活発である。
5.2.2	森林所有者 / 管理者の他の活動や管理地域
	山梨県林政部には県有林課のほかには森林整備課、林業振興課、治山林道課などの課と中北、峡東、峡南、富士・東部の各林務環境事務所、そして森林総合研究所があり、野生鳥獣の管理、森林ボランティアの支援、私有林の経営管理の支援、県産材の利用推進、保安林や林道の管理、治山事業などを行っている。
5.2.3	土地利用の歴史と隣接する土地の情報
	山梨県の山林原野は、地域住民の生活・生業用資材として県民の暮らしに大きな役割を果たしてきたが、県有林の基となった山林については、1868年の明治維新の地租改正に伴う山林原野土地官民有区分をきっかけに、「官民有区分未定時代」「官有地時代」「官林時代」「御料林時代」と目まぐるしい所有形態の変化を経た。この間、国、県、地域住民間の意見の相違から、山梨県の山林は、無秩序な伐採、野火、水害等により極度に荒廃した。 特に、明治40年及び43年の大水害は、県下全域に大きな被害を及ぼし、県議会では「御料地無償還付二関スル意見書」を国に提出し、入会御料地の無償下付を要望した。 明治44年3月11日、見込面積16万4千haに及ぶ入会御料地が御下賜された。県は直ちに恩賜県有財産模範林として、県土保全を旨とし、その管理経営にあたることとした。 そしてこれまで、時代の要請にこたえながら森林管理を行ってきた。当初は天然更新を基調とする択伐施業が主体だったが、昭和30年代に拡大造林を積極的に推進し、現在の広大な人工林を形成した。昭和50年代から、社会的要請を受け、木材の安定供給以外にも、林地保全や保健休養などの公益的機能の発揮を目的とする管理を導入した。2021年からの第4次管理計画では、「国際基準に基づく森林管理の推進」と「林業の成長産業化の実現への寄与」を経営の基本方針とし、管理を行っている。

5.3 森林管理の概要	
5.3.1 管理組織の構成	<p>山梨県林政部県有林課が管理を行っている。従来は県の地域振興局・林務環境部ごとに事業区を設けて管理経営を行っていたが、平成18年の県出先機関の組織再編にあわせ、6事業区を林務環境事務所単位の4事業区に統合し、現在は、本庁と、4つの林務環境事務所で管理を行っている。また、県下には160の保護団体(財産区、市町村、組合)があり、火災の予防や盗伐などの加害行為の防止等の保護活動を行っている。造林施業は事前に登録された請負者による入札で施業が実施されている。</p>
5.3.2 管理システムの説明	<p>県有林では、地種、法令の制程度合い、作業種および伐期齢、標高、景観の配慮により、施業方法を定める作業団により小班を設定しており、それぞれの作業団の施業指針にしたがって管理を行っている。作業団および作業団に順ずる単位は全部で34種類ある。</p> <p>主な木材生産の場となる制限林地一般用材林作業団、普通林地一般用材林作業団においては、生産目標を柱適寸材(10.5cm角以上)、集成材利用適寸材(10.5cm角以上)、広葉樹家具・木工用材(丸太径30cm以上)とし、市町村森林整備計画の標準伐期齢以上で、以下の径級に達する時期を伐期齢としている。</p>
5.3.3 全管理地域及び主要な区域	<p>県有林は、県下27市町村のうち22市町村と、ほぼ山梨県内全域に分布している。県土面積446,527haの35.4%、県森林面積347,436haの45.5%にあたる158,225haを占めている。そのうち、貸地等を除く144,000haが、本認証の対象地である。</p> <p>県有林は、おおむね私有林やその他公有林の上部に位置しており、富士山をはじめとするわが国を代表する山々を有するとともに、県内の主要河川は、その大部分がこれら山岳地帯に分布する県有林に源流を発している。また、多くの観光客が訪れる景勝地も多数存在する。したがって、県有林は治山治水上はもとより、自然環境保全、景観保全上からも重要な役割を担っている。</p> <p>県有林は大きく中北、峡東、峡南、富士・東部の4つの事業区に分けられ管理されている。また、林班数、小班数はそれぞれ978、31,061であり、平均面積はそれぞれ161.78ha、5.09haである。</p>
5.3.4 森林構成及び森林生産	<p>山梨県の標高は最低200mから最高3,400mと、暖帯上部から寒帯上部に渡っているため、林相は多様である。すなわち、丘陵帯(暖温帯、標高600m以下)の常緑広葉樹林(シラカシ林)、山地帯(冷温帯、標高600~1,800m)の落葉広葉樹林(ブナ林)、常緑針葉樹林(ウラジロモミ・コメツガ林)、亜高山帯(亜寒帯、標高1,800m~2,400m)の常緑針葉樹林(シラバ・オオシラビソ林)、高山帯(寒帯)の高山低木群落および森林限界以上の草本群落などである。</p> <p>人工林について見ると、カラマツが全面積の45%を占め最も多く、ヒノキ20%、アカマツ14%、シラバ8%、広葉樹7%、スギ3%の順となっている。カラマツは県有林の全域にわたって広く植栽されており、一部風衝地を除いて一般的に成長は良好である。アカマツ、ヒノキは丘陵帯および山地帯下部を主体に、シラバはおおむね亜高山帯に植栽されている。林齢は、戦後の拡大造林政策に沿って造林した11齢級から12齢級に集中しており、伐期を迎えつつある森林が増加している。</p> <p>林産物はほとんどが立木または丸太での販売による木材だが、従来からの入会慣行が認められている各地域の保護団体には、草本やキノコを含む草木の払い下げをしている。</p>

5.3.5 管理目的

県有林の管理にあたっては、持続可能な社会を実現するための世界共通の目標であるSDGsや新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式等、近年の社会、経済情勢の変化を踏まえ、次の2点を基本方針としている。

”○国際基準に基づく森林管理の推進
－森林が有する多様な森林の機能の強化・利活用－”
FSCが定める国際基準に基づき、環境・社会・経済の調和した持続可能な森林管理をさらに推進します。

”○林業の成長産業化の実現への寄与
－効率的な施業による充実した森林資源の持続的な利用の推進－”
県内林業の中核として、生産性の高い施業により利用機を迎えた森林資源の循環利用を推進します。

また、計画の基本方針に基づき、次の事項について、特に重点をおいて県有林の管理経営にあたることとしている。

(1) 国際基準に基づく森林管理の推進

- ① 水土保全機能の強化
- ② 保健休養機能の利活用促進
- ③ 県産FSC認証材のブランド化

(2) 林業の成長産業化の実現への寄与

- ① 充実した森林資源の有効活用
- ② 効率的な森林施業の推進
- ③ 広葉樹資源の利活用を推進

5.3.6 林業/森林管理システム

5.3.6a 概要

県有林では、地種、法令の制限度合い、作業種および伐期齢、標高、景観の配慮により、施業方法を定める作業団により小班を設定しており、それぞれの作業団の施業指針にしたがって管理を行っている。作業団および作業団に順ずる単位は全部で34種類ある。
主な木材生産の場となる制限林地一般用材林作業団、普通林地一般用材林作業団においては、生産目標を柱適寸材（10.5cm角以上）、集成材利用適寸材（10.5cm角以上）、広葉樹家具・木工用材（丸太径30cm以上）とし、市町村森林整備計画の標準伐期齢以上で、以下の径級に達する時期を伐期齢としている。

樹種	利用末口 径級 (cm)	利用 径級 (cm)	伐期齢	
			地位 (上)	地位 (中)
スギ	18	20	30	45
ヒノキ	18	20	40	60
アカマツ	18	24	35	55
カラマツ	18	24	35	50
シラベ	20	24	45	55
モミ外針葉樹	20	24	40	65
広葉樹	30	36	60	110

5.3.6b 更新: FSC-FM-DAR 7.13 & 7.14 参照

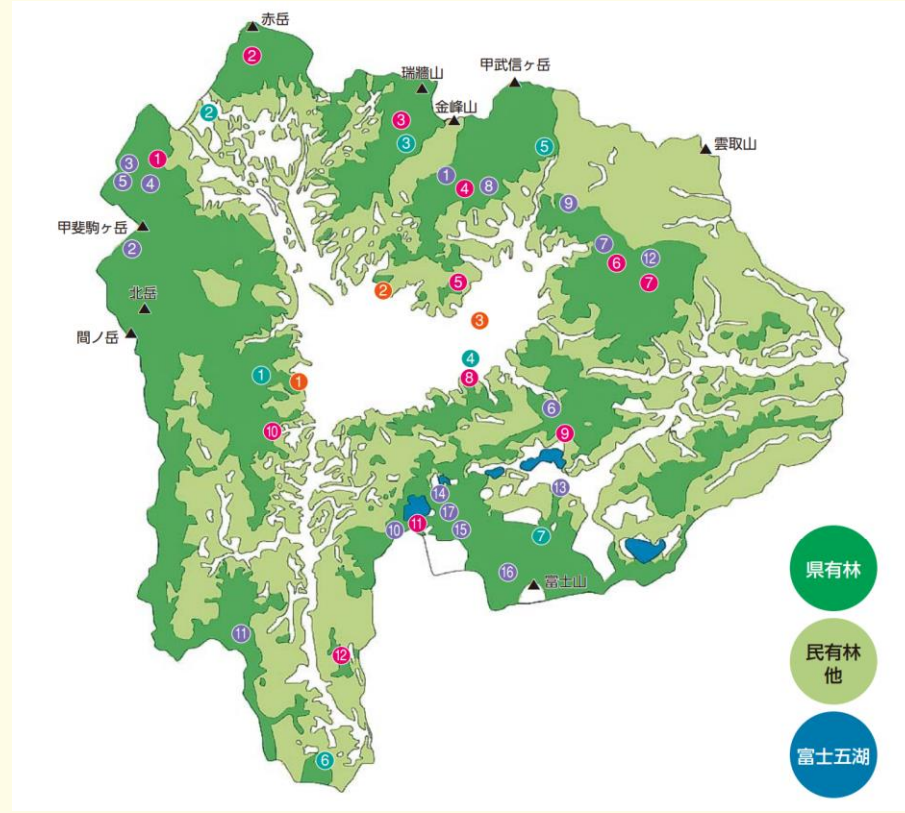
5.3.7	基本的な収穫技術
	収穫は、県有林林産物入札参加資格者による入札で、販売されている。買受者または請負者により保有する機械が異なり、収穫技術も異なるが、基本的にはチェーンソーによる伐倒が行われ、ウィンチやスイングヤーダーによるワイヤーを使用した牽引での集材、林道から離れた場所では森林作業道を使い、フォワーダーや林内作業車による運材、チェーンソーやプロセッサによる造材が行われ、トラックで出荷される。
5.4	持続的収穫
5.4.1	年間許容伐採量 (cu. m. yr): FSC-FM-DAR 7.19 参照
5.4.2	収穫予想の基となる前提及びデータ
	県有林の森林簿を基に、収穫予想表を使用して短中長期的な収穫計画を立てている。
5.4.3	量、種に関する年間収穫の理論
	標準伐採量および標準更新面積は、収穫量が将来にわたり保続し、かつ、更新面積に著しい増減がないよう配慮して保続計算により算出している。保続計算は施業方法の類似している作業団を包括して行う。人工林については、利用径級以上のものを伐採対象とする。現在の標準伐採量は85,000 m ³ /年と計算されており、年間成長量288,964m ³ /年を下回り、森林収穫の保続には影響はない。
5.4.4	過去の生産
	平成14年度 27,008m ³ 平成15年度 32,208m ³ 平成16年度 31,367m ³ 平成17年度 47,165m ³ 平成18年度 51,106m ³ 平成19年度 41,583m ³ 平成20年度 42,702m ³ 平成21年度 54,268m ³ 平成22年度 53,663m ³ 平成23年度 58,675m ³ 平成24年度 54,661m ³ 平成25年度 50,868m ³ 平成26年度 62,390m ³ 平成27年度 57,741m ³ 平成28年度 64,217m ³ 平成29年度 67,531m ³ 平成30年度 68,849m ³ 令和元年度 74,625m ³ 令和2年度 79,076m ³
5.4.5	現在の生産: FSC-FM-DAR 8.06 & 9.04 参照
5.4.6a	計画されている生産: FSC-FM-DAR 8.04 参照
5.4.6b	非木材林産物の計画されている生産
	0

5.5	環境及び生物多様性
5.5.1	環境保護：FSC-FM-DAR 5.19 参照
	<p>管理計画の概要</p> <p>山梨県は、県中央部に甲府盆地が位置し、その周囲が日本有数の山岳地となっており、県有林の所在する地域は盆地上里山から標高3,000mを越える。甲府盆地は標高200mであり、周囲の山岳は、1,500m級から3,000m級の山々からなる。その間に県有林が存する。山梨県有林水源地から発する多くの河川は県内で合流し、静岡県（富士川）や神奈川県（相模川）、東京都（多摩川）など、下流部の関東平野等の重要な水源地帯となっている。</p> <p>気候型は、日本列島の内陸部に位置していることから、甲府盆地の「盆地気候」と山岳地域の「山岳気候」に区分される。すなわち、海岸地域とは異なり、標高差による気温の地域差が大きく、気温の日較差、年較差が大きい内陸気候の気候特性を示しており、平均気温は甲府において冬季で-2.7℃～夏季で22.4℃、河口湖において-6.7℃～17.6℃と地域・標高により違いが見られる。</p> <p>年降水量は盆地で少なく約1,000mmだが、富士五湖地方や富士川中流域の多雨地域では、2,000mm以上に達するところもある。県内全般に風は弱く、盆地や八ヶ岳山麓は全国的に見ても多照地域で、概して空気は乾燥している。</p> <p>地質は、県下全域に亘るため、多様であり、多くは富士山・八ヶ岳の火成岩類を主体とするが、第三紀層や河岸段丘礫層などが広範囲に分布する。特に、富士山麓には、864年の貞観大噴火による広大な溶岩台地が広がっており、青木ヶ原樹海と呼ばれるわが国でも珍しい独特の自然林が広がっている。</p> <p>植物は、地形、地質が複雑で気温も変化に富んでいるため、種類数が豊富で群落組成にも特徴を持つ。特に、標高差が大きいため、垂直分布の変化が顕著で、暖帯から寒帯にかけてのさまざまな植物を見ることができる。富士山麓のツガ・ヒノキ林、アカマツ林、シラビソ林、ブナ林等は特異で、各地にシオジ林やサワラ林などの多様な地形に応じた自然林が散在する。また、南アルプスの北岳周辺は高山植物の宝庫で、北岳固有、または南アルプス固有の植物が見られる。</p> <p>豊富な植物を反映して、動物相も多様である。獣類は本州で生息するもののほとんどが見られ、鳥類も平地から高山帯まで生息する多種のものが観察される。また、富士川本川及び釜無川、笛吹川等河川数が多いため淡水産の魚類も多い。</p>
5.5.2	稀少種・絶滅危惧種の特定と保護のための管理戦略
	<p>2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。</p> <p>GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。みどり自然課で情報を管理している。</p> <p>「山梨県有林における代表的な希少植物種」（2017.3）を県総研が作成。Webで公開している。猛禽類（2015.4）、希少チョウ類（2019.4）についてもまとめられている。</p> <p>県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。すでに判明している生息域については、前年度に伐採計画をたてるため、事前にみどり自然課に照会することを計画している。</p> <p>請負業者に対しては希少種の研修を行っている。</p>
5.5.3	存在する高い保護価値の説明：FSC-FM-DAR 5.18 参照

5.5.4	森林内で使用される化学薬品と使用理由 毎年の化学薬品使用量については各年次監査の項目を参照。
5.6	社会及び地域の事項 山梨県の人口は80万5千人（令和3年10月時点）であり、多くが中心の甲府盆地に集中する。山梨県は果樹生産が盛んである。特にモモやブドウが有名であり、3月のモモの花の時期には多くの人々が訪れ、ワインの製造も盛んである。また、一般機械、電気機械、輸送用機械、精密機械等の機械器具製造業が山梨県の主産業となっており、ネクタイ地や紳士服裏地の織物業、宝飾産業等の地場産業も盛んである。また、数多くの著名な温泉地があり、多くの温泉客が訪れている。 四方を2,500m級から3,000m級の山々に囲まれており、富士山をはじめとした著名な山が多く、たくさん登山客が訪れている。また、富士山周辺の富士五湖周辺は標高約1,000mの地にあり、避暑地としても名高く、夏には多くの人々が高原の気候を楽しんでいる。このように、山、河川、湖、温泉、歴史的遺跡など豊かな自然・文化資産の存在と首都圏に近いという地理的条件に恵まれ、わが国でも有数の観光誘致の基盤を形成しており、四季を彩る森の存在がここでは重要な役割を果たしている。
5.7	モニタリング活動の概要 森林生態系のモニタリングについては、平成9年度から10年間、山梨県北部に位置し、秩父多摩甲斐国立公園に含まれる瑞牆山一帯のモデル地域（北杜市須玉町の塩川ダム上流域）で行われた。生態系の多様性、種の多様性、木材生産面積、伐採量、病虫害等の影響、大気汚染物質被害、水質の変化、炭素蓄積量と炭素収支、生産および消費、レクリエーションおよび観光、雇用及び地域社会ニーズなど、多くの指標がモニタリングされた。モニタリング結果はまとめられ、各都道府県、研究機関に送付されている。 また、県有林の巡視は、県有林関係者による他、自然保護の観点から設置されている山岳レインジャー、富士山レインジャーも巡視を行っている。県職員も定期的な巡視を行っている。 成長量に関しては、森林簿の更新が適宜図られている。収穫予想表は平成15年3月に改訂されている。 5年に一度の管理計画策定時には、県内各機関に聞き取り調査を行い、県有林に対する県民の意識を調査している。 各種森林調査や、森林作業員に対する教育訓練においては、山梨県森林総合研究所が重要な役割を果たしている。県有林との結びつきは密接であり、行政からの試験研究要望を森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。
5.8	その他の活動
5.8.1	管理地域内で行われている林業以外の活動の概要 登山や富士五湖周辺のレクリエーション活動が活発である。青木ヶ原樹海においては、エコツアーが活発であり、県も含めたエコツアー協議会を設置し、エコツアーのガイドラインを作成している。また、試験、研究等には入山許可を得れば県有林に入ることは認められている。
5.8.2	影響 森林管理への影響は基本的でない。
5.9	製品の追跡、識別
5.9.1	認証・非認証製品が混在するリスクの鍵となる場所 立木での販売または市場での販売による。山土場で集材した際に、他の山からの材と混在するリスクがある。

5.9.2	管理システム - 原材料の流れを管理するためのシステムと文書 県有林FSC認証ラベル取扱要領が作成されている。送り状やFSC認証材出荷証明の様式が作成されている。
5.9.3	認証製品の識別 立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。 市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時に は行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、原木市場で集積された丸太には、FSCラ ベリングバンドを使用し、他の出材エリアと識別している。
5.9.4	森林・COCの認証対象が終わる点 立木での販売または市場での販売である。
5.9.5	森林管理者による二次加工 山梨県は加工を行っていない。

5.10 地図



5.11 除外（認証森林の一部除外）

5.11.1 FSC-POL-20-003 認証範囲からの特定地域の除外

除外されている地域はないため、この指針については評価対象外。

貸地は、他の組織に貸与されており、県の管理外にある。土地は県が所有しているが、上木は他の組織や人が所有している。したがって、県は森林を管理する権利がない。この制度は、土地を持たない人々が土地を借りて木を植え、管理することができるように、日本では非常に一般的である。認証申請者と同じ法人が所有する別の森林における管理が、FSCの原則と規準に遵守する意欲や義務を欠如しているとの証拠はない。

5.11.3 どの活動または製品が認証され、どれが認証されていないかについて混乱が生じるのを防ぐために実施されている管理の説明：

森林は他の団体や人々によって所有されているため、他の所有者の森林と同じように、山梨県が貸地から木材を収穫または輸送することは不可能である。したがって、認証材と非認証材を混ぜ合わせる機会はない。県は、県有林の木材だけを認証材として収穫して輸送する。

6.0	第1回年次監査 青字は必要に応じて編集し、レポート提出前に黒字に変更すること。
6.1	年次監査日: FSC-FM-DAR 2.02 - 2.03 参照
	日程: FSC-FM-DAR 4.01 - 4.06 参照
6.2	年次監査を実施するための人員数: FSC-FM-DAR 2.04 & 3.03 & 3.04 参照
	増加減少要因の正当性
	審査時間増加要因: HCVの存在
	審査時間減少要因: 人工林面積>10,000 haificates.
6.3	年次監査審査チーム: FSC-FM-DAR 3.01 - 3.07 参照 チームメンバーの履歴書はSAIに保管されている。
6.3.1	報告書作成者 汐見崇史
6.4	監査過程 現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除、景観伐採といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。
6.4.1	審査で評価された基準 今回の審査の基準は以下の事項に基づいて選択された。 ・潜在的な弱点や以前の改善要求事項、課題に関する部分 ・受領した利害関係者の意見に関する部分 ・管理や認証範囲の変更に関する部分 ・主要な事項及び実行中の活動に関する部分。 4回の年次監査の間に少なくとも1回は全ての原則が評価される。 以下の基準が評価された: 原則6、7、8 (10,000 ha以上の人工林が存在する場合の規準: 1.6; 2.3; 4.4; 4.5; 7.6; 10.2; 10.3; 10.6; 10.7; 10.12) (高い保護価値に関する規準: 6.4; 6.6; 9.4; 10.3)
6.5	利害関係者との協議 10人の利害関係者と連絡を取った。 1人から返事を得られた。 アンケートは2023年7月14日に送付された。 審査中に電話もしくは対面で3人にインタビューを行った。 利害関係者からの議題とソイルアソシエーションのコメントについては付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果を参照

6.6	改善要求事項の確認
	以前付された条件に関して取られた措置は、FSC-FM-DAR 14 CARs で確認されている。
6.7	審査した事項および場所の選択理由
	各森林管理区画で訪問された主な場所
	[峡南（南部町）] [173林班に15小班] 4年前のスギ植栽地) の下刈り実施後現場。
	[181林班い4小班] 皆伐から植栽までの一貫施業の予定地。作業道建設中の請負業者へインタビュー。
	[峡東] [98林班ぬ2小班] 植栽後の現場で請負業者にインタビュー。
	[85林班ろ3、4小班] 利用間伐実施後の現場。
	[中北] [84林班い8、10小班] 保育間伐実施後の現場。
	[84林班い14小班] 下刈り実施後現場にて請負業者へインタビュー。
6.7.1	確認された記録：
a)	受領した苦情 苦情はなかった。
b)	前回審査以降の森林作業での事故（重大、致命的）件数： 令和4年11月2日：伐採作業中、玉切りを行っていた伐倒木が跳ね返って右脚部に当たり、背面に転倒して臀部を打ち腰椎圧迫骨折。3ヶ月の休業。
c)	前回審査以降に森林内で使用された化学薬品の使用量、面積、使用理由 ランテクター（全卵水和剤） <input checked="" type="checkbox"/> 力忌避剤4kg <input checked="" type="checkbox"/> ヤシマNCS（カーバム剤） <input checked="" type="checkbox"/> 極くい虫駆除剤29L <input checked="" type="checkbox"/> グリーンガード（酒石酸モランテル液剤） <input checked="" type="checkbox"/> 極枯れ防止剤8L
d)	教育訓練記録： ・令和4年5月20、24-26日、令和5年2月14-16、21、22日：研修内容 林業安全作業指導 ・令和4年6月16日～8月10日：研修内容 林業架線作業主任者免許講習 ・令和4年6月21日：研修内容 県有林の適切な森林管理において求められるもの（FSC認証とその要求事項） ・令和4年7月27、28日：研修内容 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・令和4年12月19日：研修内容 技術職員の安全管理 ・令和4年12月16日：研修内容 労働災害の防止対策
e)	今後12ヶ月の施業計画： 2021年4月1日から10年間の第4次県有林管理計画を策定している。
f)	森林現況記録： 第4次県有林管理計画の年齢別森林資源表が4つの事業区ごとに作成されている。これは最新の森林簿のデータを基に作成している。県有林においては現在の森林簿は毎年更新されているため、非常に正確である。
g)	伐採記録： 年間利用間伐量 13,696 m ³ 年間主伐(皆伐)量 78,316 m ³ 林道、作業道開設の為の伐採量 3,348 m ³
h)	FSC認証製品の販売記録： 上記伐採量のうち92,011m ³ がFSC認証材として販売された。 2023年1月に中北林務環境事務所が発行された山梨県県有林FSC認証材出荷証明をサンプルとして5点確認した。すべて認証番号とFSC100%が記載されていた。

6.8	製品の追跡、識別 立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。 市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、山土場で集積された丸太は、一式をFSCラベリングバンドで括っている。
6.9	森林管理者による二次加工 なし
6.10	規格の適合/修正 前回審査以降変更なし
6.11	範囲の確認 審査チームは現在のFSC認証森林と製品の範囲を確認した。前回の審査から変更はなかった。
6.12	管理状況の変化 審査チームは管理状況の変化を確認した。重要な変化は確認されなかった。
6.13	年次監査の結果 年次監査の結果は附則1規格とチェックリストに記録され、特定された不適合はFSC-FM-DAR 14「CAR」に記載される。以下の提示された課題も参照
6.14	提示された課題 評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。
Ref	課題 なし

** Where translation NOT required - please hide/delete columns H-L **
 ** Where translation IS required please translate tables below and replace this cell with translated name of standard as on the English version OR translate line by line below the English language in column C and delete/hide rows H-L**

NFSS タイトル:
FSC FM 国内規格
文書参照コード:
FSC-STD-JPN-01.1-2020
地理的な範囲:
国内
森林の範囲:
すべての森林の形態と規模（生態系サービスを含む）
発行日:
2020年12月1日
前回監査時からの変更点の概要
前回の審査から変更はなかった。

各FSC原則の概要	Y/N	CAR #
原則* 1: 法令の順守 組織*（個人も含む森林*経営・管理者）は、すべての適用可能な法令*、規制、及び国が批准*している国際条約を順守しなければならない。		
原則* 2: 労働者*の権利と労働環境 組織*は、労働者*の社会的、経済的福利を維持または向上しなければならない。 注：労働者*には、組織*が直接雇用する者のみならず、認証範囲内の森林管理区画*で施業を行う請負業者なども含まれる。		
原則* 3: 先住民族*の権利 組織*は、管理活動により影響を受ける土地、領域*、資源について、その所有、使用、管理に関する先住民族*の法的*及び慣習的な権利*を特定し、尊重*しなければならない。 注：本原則*は、日本では北海道においてアイヌ民族について必ず適用しなければならないが、その他の場所でも必要に応じて適用するものとする。琉球民族その他については諸論あり、必要に応じて検討するものとする。		
原則* 4: 地域社会*との関係 組織*は、地域社会*の社会的、経済的福利の維持または向上に貢献しなければならない。(V4 原則*4)		
原則* 5: 森林*のもたらす便益 組織*は、長期*的な経済的継続性*や様々な環境、社会便益を維持、向上するよう、管理区画*から得られる多様な林産物やサービスを効果的に管理しなければならない。(V4原則*5)		
原則* 6: 多面的機能と環境への影響 組織*は、管理区画*の生態系サービス*に資する多面的機能*を維持、保全*及び/または復元*し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。(V4原則*6)		
原則* 7: 管理計画* 組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、管理の方針と目的*に沿った管理計画*を持たなければならない。管理計画*は、モニタリング情報を基に最新情報に更新され、永続的な順応的管理*として実施されなければならない。関連する計画文書や手順書は、従業員への指針として、また利害関係者*及び関心の高い者*への情報として、そして管理の意思決定の根拠として十分なものでなければならない。(V4 原則*7)		

<p>原則* 8: モニタリングと評価 組織*は、管理区画*の状態、活動の影響及び、管理目的*の達成に向けた進捗状況について、管理活動の規模*、強度*、リスク*に見合ったモニタリングと評価を行われなければならない。そして、モニタリングの結果を見ながら進める現場順応型管理*を実施しなければならない。(V4 原則*8)</p>		
<p>原則* 9: 高い保護価値* 組織*は、予防手段*を用いて、管理区画*内の高い保護価値(HCV)*を特定し、それらを維持及び/または向上しなければならない。(V4 原則*9)</p>		
<p>原則* 10: 管理活動の実施 組織*もしくは組織*のために実施される管理区画*内での活動は、組織*の経済、環境、社会的方針と目的*に一致したものが選択及び実施され、全体としてFSCの原則*と基準*に合致するものであること。(新規)</p>		

FSC ref	審査	原則/基準	Y/N	CAR #
---------	----	-------	-----	-------

	セクションA: FSC® トレードマーク使用			
	FSC-STD-50-001 認証取得者によるFSCトレードマークの使用に関する要求事項			
A1	すべての製品用トレードマークのデザインはFSCトレードマーク要求事項に従っている。 例：SAIに2018年5月5日に承認された丸太へのタグでのラベル使用			
第1回年次監査	認証製品用FSCラベルの新たな使用はなかった。		N/A	

A2	すべての広告宣伝用トレードマークのデザイン（ウェブサイト、看板、販売伝票、ニュースレターなどを含む）はFSCトレードマーク要求事項に従っている。			
第1回年次監査	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降9件の申請があった。例：2023年9月20日山梨県・J-VERクレジット販売資料。		Y	

A3	すべてのFSCトレードマークのデザインはソイルアソシエーションにより承認されている。			
第1回年次監査	全てのトレードマークデザインはアマタ/ソイルアソシエーションにより承認されていた。全ての広告宣伝用トレードマークのデザインは最新のFSCトレードマーク要求事項に従っていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。前回審査以降9件の申請があった。例：2023年9月20日山梨県・J-VERクレジット販売資料。		Y	

1.6	組織*は、裁判外で迅速に*解決することができる成文法*や慣習法*に関わる紛争*は、利害関係者*との協議*により特定、防止、解決しなければならない。(V4基準*2.3)			
	1.6.1	影響を受ける利害関係者*との慣習に合った*方法での協議*により作成され、入手可能な*紛争*解決手続(苦情処理手順)を備えている。		

第1回年次監査	<p>「やまなしパートナーズ・レター制度」にて、県民から県政に対するすべての質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。誰でもウェブサイトから意見を提出できる。手順についても紹介されている。広報課が窓口となり、届いた意見が関係部署に振り分けられている。また直接林政部やその他の関連部署に電話やメールで意見が来ることもあり得る。森林・林業関係では特にクレームはない。</p> <p>境界杭の確認（境界巡視・施業時の確認）を定期的に行うことで、所有権に関わる争議を未然に防いでいる。境界杭が消失している場合には復旧し、境界杭が見つかりにくい場合には見出し標を打設する場合もある。</p>	Y	
	<p>1.6.2 適用可能な法令*または慣習法*に関する紛争*で、裁判をせずに解決することができるものは、迅速に*対応され、すでに解決済みか、紛争*解決手順により処理されている。</p>		
第1回年次監査	現在は紛争は発生していない。	Y	
	<p>1.6.3 適用可能な法令*または慣習法*に関する紛争*の最新の記録が保管されている。これには以下が含まれる： 1) 紛争*解決のためにとられた一連の措置。 2) すべての紛争*解決手続の結果。 3) 未解決の紛争*と未解決の理由及び解決に向けた方法。</p>		
第1回年次監査	現在は紛争は発生していない。もし発生すれば記録される仕組みである。	Y	
	<p>1.6.4 1.6.4 以下の条件に該当する紛争*がある場合は、当該地域において施業が中止される： 1) 大規模な紛争*。 2) 長期に及ぶ紛争*。 3) 非常に多くの利害が関係している紛争*。</p>		
第1回年次監査	<p>基準に該当するような大規模、長期の紛争は現在起こっておらず、これからは起こる可能性はほとんどないと考えられる。</p> <p>また、万が一そのような紛争が起こった場合には、施業を中止する方針であることを確認した。平成30年に森林環境部長から各林務環境事務所宛に発行された、方針通知を確認した。</p>	Y	

2	<p>原則2: 労働者の権利と労働環境 組織*は労働者*の社会的および経済的幸福を維持または向上させるものとする。</p>		
	<p>注: 労働者*には、組織*が直接雇用する者のみならず、認証範囲内の森林管理区画*で施業を行う請負業者なども含まれる。</p>		
2.3	<p>組織*は、労働安全衛生上の危険から労働者*を守るために安全衛生活動を実施しなければならない。この活動は規模*、強度*、リスク*に応じるとともに、「林業労働における安全衛生に関するILO行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない。(V4基準*4.2)</p>		
	<p>2.3.1 組織*は少なくとも以下a), b), c)をすべて満たすことで、「林業労働における安全衛生に関するILO行動規範」の推奨事項の水準以上でなければならない: a) 安全衛生の責任者が明確に定められている。 b) 安全衛生に関する法規制を把握しており、規制機関と連携し、労働者*へのそうした情報が周知されている。 c) 作業内容の危険度(リスク*)に応じて、安全衛生に関する法令を満たすか、それを超えるような方針及び規定またはマニュアルをもっており、実施されている。</p>		
	<p>注: これには、ハチの抗体検査、聴力を含む健康診断、救急用具の現場への携帯、緊急用通信手段の確保、熱中症の予防対策、リスクアセスメントや安全講習・研修の実施が含まれるがこれらに限らない。</p>		
第1回年次監査	<p>a) 労働安全衛生法の中で、安全管理は事業者責任にあることとなっている。事業案件ごとに施工計画書を提出してもらっており、責任者(現場代理人)も明記されている。事業者着手前に提出することが義務化されている。</p> <p>b) 労働基準法、労働安全衛生法(労働安全規則)、最低賃金法などに従っている。労働安全衛生規則を守ることが契約書で謳われている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について会議で情報共有している。また各林務環境事務所でも日常的に林災防のパトロールへに同行している。請負業者に対しても安全研修を提供している。伐採業者に対しても情報を提供している。</p> <p>c) 林災防が「労働災害の防止対策」の研修を実施。専門研修でも安全に関する研修実施(2023年11月30日予定)。各事業者ではKY活動が実施されていることが聞き取りで確認された。</p> <p>「安全装備の装着基準」が作成され、ウェブサイトで公開されている。施工計画書で作業手順も示され、確認している。 みどりの雇用の研修等、森林総合研究所で実施した2022年度の研修実績一覧を確認した。 現場審査での請負業者の作業員へのインタビューではすべての作業員が毎年ハチの抗体検査を受けており、必要に応じてエピペンを携帯していること、必要な熱中症対策を講じていることなど、適切に安全対策を講じている様子が観察された。県の要求事項ではないが各社が安全上必要な取り組みとすることで対応している。県職員もハチの抗体検査をしている。 県としてハチの抗体検査の補助、エピペン購入費の補助、クマスプレー購入補助を行っている。</p>	Y	

		2.3.2 組織*は、請負業者、ボランティア*、研修生を含めた労働者*同様の森林*管理作業に携わる者が、作業種に適し、定期的に整備された、ILOの定める基準またはそれと同等の安全性をもつ装備を使うことを義務付けている。		
		注1：放射能汚染の危険性が高い地域では、マスクやその他の保護具の着用により、ほこりの吸い込みなどによる労働者*の内部被ばくやその他の悪影響から防護されている。 注2：ILOの基準に沿った入手可能な安全装備が現場の状況に合わない場合、より適切で安全と考えられる安全装備を使うことができる。 注3：組織*の直接の管理下でないボランティア*が危険の伴う作業に携わる場合、組織*は最大限安全の確保に努めるよう指導する。		
	第1回年次監査	事業実施時には施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付させている。安全装備の装着基準、計画書、写真の例は県庁のホームページに掲載している。 (https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/70_029.html) 県有林に入山する場合は申請の届出、県からの許可、および計画書が必要であり、安全性を保つ装備が担保される。林災防パトロール時に林災防のチェックリストがあり、安全装備に関する項目も確認している。林災防のパトロールには県職員も同行し、安全装備のチェック、聞き取りを行っている。基本的な装備に関しては現在のところ問題ない。 現地で請負業者3事業体にインタビューを行ったが、いずれも安全に対する意識は高く、必要な安全装備を装着して作業していた。 県有林内でボランティアが森林整備を行う場合は、森林ボランティア活動取扱要領に定められたとおり、事前に実施内容を記載した申請がされ許可を行うため、安全性を保つ装備が担保される。2023年9月において、安全装備を必要とする森林整備のボランティア活動は行われていない。	Y	

		2.3.3 行われる施業について、該当する保険（労働災害*保険、ボランティア*保険など）を完全に適用している。		
	第1回年次監査	競争入札を受けられる条件として雇用管理状況調書の提出を義務付けており、そこで労災保険の加入を把握している。対象事業者の雇用管理状況調書は毎年提出されている。ボランティアなどの場合はその都度ボランティア保険が確認される。 県の請負業者として登録されるためには労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がある。労災保険以外の社会保険加入状況も確認している。労働保険料支払い記録など裏付けとなる証拠も提出してもらっている。また労災保険への上乗せ共済保険の半額補助も行っている。	Y	

		2.3.4 林業労働災害*の記録は保持され、更新されている。これには、労働災害*の起きた状況、事故の原因、休業日数、労働災害*保険制度の利用記録を含む。		
	第1回年次監査	事故の場合は事業者から報告書が提出される。林務環境事務所で補足的な調査を行い、状況をまとめた事故報告書類を作成している。 過去からの事故の記録は、ファイルにまとめられていた。 2022年度には1件の事故災害があった。一連の記録を確認した。労基署にも届けられており労災保険が適用された。	Y	

		2.3.5 労働災害*に伴う休業の際の手当では支給されている。		
	第1回年次監査	各事業者の責任及び労災保険で支給されている。	Y	

		2.3.6 国内林業の平均水準と比較して労働災害*の頻度と重篤性は低い。		
		注：国内林業の平均水準との比較には、厚生労働省の労働災害*統計の度数率または強度率等を用いることができる。		
	第1回年次監査	2022年度の県有林事業の死傷年千人率は2.8（年間で1名/358名）であった。2022度の全国平均は23.5に比べて十分に低い。	Y	
		2.3.7 安全衛生レベルは継続的に向上しており、労働災害*はないか、あるいは減少傾向にある。		
		注：これは、必ずしも常に前年よりも労働災害*数が少なくなければならないということではない。労働災害*の数のみならず重篤性も考慮し、5年の期間で安全性の向上を確認すること。		
	第1回年次監査	研修等で継続的に安全管理について周知し、契約時にも安全管理を徹底することで、請負業者の安全衛生レベルを向上させている。山梨県では、事業量は増加傾向であるが、一方で事故の件数は増えていないことを確認した。	Y	
		2.3.8 重大事故が発生した場合は、必要に応じて安全衛生活動が見直されている。		
		注：ここでは重大事故とは、死亡事故および休業4日以上事故について言うものとする。		
	第1回年次監査	労働監督署からは是正勧告が出され、林務環境事務所を通じて当該事業体に指導が入る。林災防（林業・木材製造業労働災害防止協会）の連絡網を通じて林業事業体へ定期的に通知が届く仕組みもある。	Y	
		2.3.9 現場の作業者と確認しながら安全衛生を改善していく仕組みがある。		
	第1回年次監査	林災防は定期的に安全講習を行い、事業体は参加している。今年度は2023年11月30日に予定している。県も定期的に安全講習会を開催している。通常の業務の中で、県と請負業者では常に意見交換をしながら事業を進めている。林災防で災害の分析も行っている。	Y	
		2.3.10 労働者*同様の林業作業に従事するボランティア*や研修生には労働者*同様の安全衛生環境を整え、安全衛生面での適切な*監督を行っている。		
	第1回年次監査	県有林にボランティアの森が複数あり、活動を希望するボランティア団体は規則（「森林ボランティア活動取扱要領」県有林課内部資料）に従って申し込むことになっている。ボランティアの安全管理はボランティア団体の責任になるが、保険への加入、経験者かどうかの確認などを行っている。「ボランティアの森」の箇所については県有林管理計画に記載されている。「森林ボランティア活動取扱要領」で指導者による安全管理、保険加入を求めており、活動申請時に確認している。林業大学の生徒の研修に県有林のフィールドを提供している。この際の安全管理は大学の責任で行われている。林業大学校として生徒から保険費用を徴収して、加入している。	Y	
		2.3.11 組織*は、放射能汚染リスクが高いと疑われる地域においては、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、利害関係者*と協議*し、森林*の放射能汚染に関連する労働者*の安全衛生を保障している。		

第1回年次監査	県内4カ所で毎月空間放射線量を測定しているが、そのような地域は山梨県内では存在しない (https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/environmentalradioactivity.html)。	N/A	
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	--

4	原則* 4:地域社会*との関係 組織*は、地域社会*の社会的、経済的福利の維持または向上に貢献しなければならない。(V4 原則*4)		
4.4	組織*は、地域社会*との協議*により、地域社会*の社会経済的な発展に貢献するため、管理活動の規模*、強度*及び社会経済的な影響力に応じて追加的な活動を行わなければならない。(V4基準*4.4)		
	4.4.1 組織*は、地域社会*や関係機関との慣習に合った*方法での協議*を通じて、地域の社会経済的な発展に寄与している。		
第1回年次監査	広大な県有林を適切に管理することで、地域の林業・木材産業の発展、登山やレクリエーション利用などの推進に寄与している。 知事との対話を通じて県への要望などが上がる仕組みがある(知事対話)。2022年10月20日、11月1日、11月10日、12月19日にそれぞれテーマを決めて開催された。提示された意見については、県庁内の関係部署に共有され必要に応じて適宜対応されている。主な意見については県庁ホームページで公開されている (https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/hizadumedangi/)。毎年県主催でFSC研修を実施しており、この際に林業事業者との意見交換をしている。 やまなし森の紙推進協議会および山梨県内のCOC業者とも日々の業務を通じて頻りに話している。 県内の模範を示す立場として一貫施策を行うことで地域の林業事業者のスキル向上も図っている。	Y	
第4回年次監査			

	4.4.2 地域の社会経済に貢献するプロジェクトや追加的な活動が実施及び/または支援されており、それは管理活動の社会経済的な影響力に見合っている。		
第1回年次監査	追加的な活動としては、富士山の森づくり(ボランティア活動)、クライアント・ヴァルト(企業の福利厚生(森林体験、森林浴など)の場 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/kvalt/kvalt.html)の提供などが行われている。 林業大学の授業でのフィールド提供もしている。	Y	

4.5	組織*は、地域社会*との協議*により、管理活動が地域に与える社会、環境、経済上重大な悪影響を特定し、回避、低減する措置を実施しなければならない。実施される措置は、活動の規模*、強度*と悪影響のリスク*に応じたものでなければならない。(V4基準*4.4)		
	4.5.1 組織*は利害関係者*との協議*の下で、森林*管理活動が地域に与え得る社会、環境、経済的な悪影響を特定し、そのリスク*を評価し、悪影響が特定された場合、リスク*に応じて悪影響を低減するための措置を実施している。		
第1回年次監査	森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第4次県有林管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている(前回は令和2年)。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会が豊富にある。聞き取り対象が特定の団体や性別に限定されることはない。個別の事業においては、事前の環境影響評価で悪影響のリスクを評価している。施業前の環境影響評価では、希少種が発見された場合はその場所を除外するなどの対応をしている。下流に濁りが出ないように沈砂地を設けたこともある。	Y	

6		原則* 6: 多面的機能と環境への影響 組織*は、管理区画*の生態系サービス*に資する多面的機能*を維持、保全*及び/または復元*し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。(V4原則*6)		
6.1		組織*は、事業活動により影響を受け得る管理区画*内外の多面的機能*を特定、評価しなければならない。この評価は、規模*、強度*、リスク*に見合った精度で行われ、少なくとも活動が及ぼす潜在的な悪影響を認知しモニタリングを行う上で十分で、かつ必要な保全*手段を決定するのに十分でなくてはならない。		
		6.1.1 管理区画*内の多面的機能*及び、管理活動により影響を受け得る管理区画*外の多面的機能*を評価するために利用可能な最も有効な情報*が利用されている。		
		注：評価対象となる多面的機能*には、例として以下のものが挙げられる。評価は定量的でなくてもよい： <ul style="list-style-type: none"> ・生態系機能*（炭素の吸収・貯蔵を含む） ・生物多様性*（動植物相、絶滅危惧種*または希少*動植物の生息・生育状況または可能性） ・水資源 ・土壌 ・大気 ・景観的価値*（文化的及び精神的な価値も含む） 評価には、以下の情報源を参照できる。種の保護*の位置付けは、国よりも都道府県、都道府県よりも市町村の情報を優先すること： <ul style="list-style-type: none"> ・環境省生物多様性情報システム（レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムを含む） http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html ・地方公共団体のレッドデータ ・（日本のレッドデータ検索システム参照。http://www.jpnrdb.com/） ・水情報国土データ管理センター http://www5.river.go.jp/ ・土壌情報閲覧システムhttp://agrimesh.dc.affrc.go.jp/soil_db/ ・入手可能な地方公共団体の水質調査結果 ・国指定文化財等データベース http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html ・地方公共団体の担当部署 ・大学や研究所 ・環境保護団体、自然愛護団体 ・論文などの文献 ・地域社会*や先住民*を含む利害関係者*への聞き取り 		
	第1回年次監査	県有林計画図、基本図に多面的機能（各種保安林、砂防指定地、国立公園、国定公園、鳥獣保護区、自然環境保全地区、文化財）が記載されている。また森林GISに過去のデータを含む多面的機能区分、山地災害危険地区（治山情報）などのデータが入っている。県のレッドデータブックがあり、具体的な希少種の情報は自然共生推進課で管理している。土壌、地質などのデータもGISに含まれている。 平成13年に県有林の二酸化炭素吸収量、水源涵養機能、土砂災害防止・土壌保全機能を金額評価したデータもあり、やまなしの県有林というパンフレットに記載されている。	Y	
		6.1.2 多面的機能*の評価は、基準*6.2、6.3や原則*8が十分に実施できる頻度と精度で行われている。		
	第1回年次監査	評価は学術会議の手法に基いた十分な精度で行われている。保安林や自然公園は指定の変更があれば随時変更が行われている。レッドデータブックも最新版をその都度入手している。	Y	

6.2		林地をかく乱する作業開始前に、組織*は、特定された多面的機能*に対して管理活動が与え得る影響の規模*、強度*、リスク*を特定及び評価しなければならない。(V4基準*6.1)		
		6.2.1 環境影響評価*は林分から景観*までのレベルの多面的機能*に対して、管理活動が現在そして将来的に与え得る影響を特定している。		
		注：影響を評価対象となる管理活動には例えば以下のものを含む： <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の開設、維持 ・ 地拵え ・ 植栽 ・ 下刈り ・ 伐採 ・ 搬出 ・ 農薬*や肥料*の使用 ・ 狩猟や釣り、採集 影響には例えば以下のものを含むが、これに限らない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物相の変化 ・ 森林*構造の変化 ・ 野生動植物の生息・生育域*の劣化 ・ 土壌侵食 ・ 水質劣化 ・ 炭素貯蔵量の変化 ・ レクリエーション機能への影響 ・ 文化的価値への影響 		
	第1回年次監査	県有林環境調査要領を規定している。主伐林分は収穫調査の際に県有林環境調査をチェックシートを用いて実施している。高齢級林分の場合は間伐作業の場合も実施する。これには野生鳥獣の営巣などが含まれている。施業で配慮すべき要素については発注時の仕様書の中で指定している。また施業中に影響が発見された場合は報告義務がある。 下刈りは、県有林環境調査をチェックシートの対象とならないが、造林事業標準仕様書に従い、希少種発見時には県へ報告し、指示を受けることが義務付けられている。忌避剤散布・塗布については、別途仕様が定められている。	Y	
		6.2.2 環境影響評価*による管理活動の影響の予測（事前評価）は、施業の実施前に施業予定の林地を対象に行われている。		
		注：この事前評価で特定すべき影響を受けやすい脆弱な場所には、例えば以下のものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅危惧種*を含む、野生動植物の重要*な生息・生育場所 ・ 脆弱な土壌や川岸地帯*などの影響を受けやすい場所 ・ 劣化した場所 ・ 侵略的外来種*が侵入している場所 また、考えられる悪影響には例えば、以下のものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動植物の生息・生育域*の劣化 ・ 絶滅危惧種*の減少 ・ 土壌侵食 ・ 水質劣化 		
	第1回年次監査	上記のとおり、各作業の実施前に現地で環境影響評価を実施している。今回審査で訪問した現場の県有林環境調査チェックシートを確認した。	Y	

6.3		組織*は多面的機能*に対する悪影響を、その影響の規模*、強度*、リスク*に応じた範囲で回避し、また悪影響がみられた際には、それを低減、改善するための効果的な手法を特定し、実施しなければならない。(V4基準*6.1)		
		6.3.1 管理活動は多面的機能*を保護*し、悪影響を回避するよう計画、実施されている。		
	第1回年次監査	県有林環境調査チェックシートを用いて悪影響を特定、回避するようにしている。希少種保護のマニュアルや獣害対策フローチャートが整備されており、これらに従って対応される。今回訪問した各現場（181林班い4小班、84林班い8、い10小班など）のチェックシートを確認した。	Y	
		6.3.2 管理活動による多面的機能*への悪影響は回避されている。		
	第1回年次監査	県有林環境調査チェックシートの運用によって事前の調査で獣害が確認されたため、植栽時にシカ柵を設置することにした現場や、事前にクマの爪とぎ跡が確認されたため注意喚起を行った現場などがある。希少種が発見された場合には、保護措置が取られる。作業中に設計と異なる事態が発生した場合には随時報告される。	Y	
		6.3.3 多面的機能*への悪影響が発生した場合は、更なるダメージを与えないよう措置が取られ、悪影響は低減及び/または補修されている		
	第1回年次監査	作業中に悪影響が発生した場合には、事業者から県に連絡をもらうことになっている。 県の事業では必ず完了検査を行っている。この中で仕様書通りの作業がされていることを確認しており、悪影響が発見された場合は改善されるまで完了としない。	Y	

6.4		<p>組織*は、管理区画*内に存在する希少種*、絶滅危惧種*とそれらの生息・生育域*が健全に存続できるよう、保護*しなければならない。そのため、当該地域の中に保全地帯*、保護区*を設け、接続性*を確保し、希少種*や絶滅危惧種*の生存条件を整えなくてはならない。こうした対策を立てる際、希少種*と絶滅危惧種*の管理区画*を超えた地理的分布と生態的必要条件を考慮しなければならない。(V4基準*6.2)</p>		
		<p>6.4.1 管理区画*内や隣接地に存在する、またはその可能性のある国や地域のレッドリストに記載されている希少種*、絶滅危惧種*、ワシントン条約対象種、及びそれらの種の生息・生育域*は特定されている。</p>		
		<p>注：評価には、以下の利用可能な最も有効な情報*源の例を参照できる。種の保護*の位置付けについては、国よりも都道府県、都道府県よりも市町村のものを優先すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本のレッドデータ検索システム（地方公共団体のレッドリスト情報が統合されているサイト） http://www.jpnrdb.com/ ・環境省生物多様性情報システム（レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムを含む） http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html ・有識者 ・環境保護団体、自然愛護団体 ・論文などの文献 ・地域社会*、先住民*を含む利害関係者*への聞き取り 		
第1回年次監査		<p>2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。2018年3月末に山梨県レッドデータブックの更新版が公開された。レッドデータブックは今後も定期的に見直しおよび改訂される計画である。</p> <p>GISに情報としては入っているが、密猟や盗掘を防ぐため機密データとして外部には公開していない。自然共生推進課で情報を管理している。</p> <p>「山梨県有林における代表的な希少植物種」（2017.3）を県総研が作成。Webで公開している。猛禽類（2015.4）、希少チョウ類（2019.4）についてもまとめられている。事業を発注する際に配慮すべき点があれば指示を出している。仕様書等には作業中に希少植物を見つけた場合は県に連絡して指示を仰ぐよう記載しており、このことを事業者も理解している。</p> <p>東京電力が県有林内に鉄塔を作設するにあたり実施した希少植物調査の結果も入手している。</p>	Y	
		<p>6.4.2 希少種*や絶滅危惧種*及びそれらの保全*状態や生息・生育域*に対して、管理活動が与える影響が特定されており、それらの悪影響を回避するように管理活動が工夫されている。</p>		
第1回年次監査		<p>県有林環境調査チェックシートで、希少種の有無を事前に現場で確認している。伐採計画作成の際に自然共生推進課に照会はないが、各林務環境事務所までこれまで発見された希少種データを確認している。必要に応じて専門家と協議をして伐採計画の見直しを行う。</p> <p>請負業者に対しては希少種の研修を行っている。</p> <p>前回審査以降、施業地でクマガイソウが確認された事例、また東京電力の植物調査によってフユザンショウが確認された事例、植物園職員による植物採取の際にハルリンドウが確認された事例があった。これらはその都度保護方法を確認したうえで対応されている。保護策として移植を行う際には、将来にわたって施業の影響を受け難い箇所を選択する。</p>	Y	

		6.4.3 生息・生育域*の保全地帯*や保護区*の設置、個体数回復プログラムなどの取り組みを通じて特定された希少種*や絶滅危惧種*およびその生育・生息域が守られている。		
	第1回年次監査	発見された希少種については記録され、保護されている。主に広葉樹林内に生息・生育しており、伐採をしないことで保護している。希少種保護は自然共生推進課の管轄である。	Y	

		6.4.4 希少種*と絶滅危惧種*の狩猟、釣り、罨、採取は阻止されている。		
	第1回年次監査	希少種の情報は公開していない。 法律、条令で捕獲、採取等は禁止されている。 山岳レンジャーや自然監視員（ボランティア）、富士山レンジャー（会計年度任用職員）が巡視にて監視している。巡視の報告もされている。 自然共生推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。 漁業は食糧花き水産課で管理されており、水産技術センターもある。 希少種の存在位置等については公開しない。	Y	

6.5		組織*は、当該地域を代表する自然生態系*を有する地域*を特定し、保護*しなければならない。自然生態系地域が未発達の場合は一定の割合を定めた候補地をより自然に近い状態*へと復元*しなければならない。保護*・復元*に必要な面積や措置は、人工林*内も含め、規模*、強度*、リスク*に応じ、全体の景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態*に見合っていないなければならない。（V4基準*6.4、10.5及び2014年総会動議7番）		
		6.5.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、管理区画*内に実在する自然生態系*または自然状況*下で安定して存続するであろう自然生態系*が特定されている。		
		注：特定作業には、管理区画*内の地形、地質、水環境、生物相等の環境条件の違いを考慮すること。		
	第1回年次監査	山梨県潜在自然植生図（1977）があり、管理計画p.28に天然生植生が特定されており、P209に原生的自然植生箇所一覧がまとめられている。これは公益林として分類されている森林に含まれる。	Y	

		6.5.2 自然生態系*が存在する場合は、その代表的地域が保護*されている。		
	第1回年次監査	管理計画p.226。第4次管理計画（2021年4月1日-2031年3月31日）では、公益林の面積は110,000haとなっている。公益林は自然林の維持を主目的として管理される。 代表的地域としては自然環境保全地区が該当する。合計3,891ha。	Y	

		6.5.3 代表的な自然生態系地域*が存在しない場合や十分に存在しない場合、または代表的な生態系が本来の自然生態系*として不適切な場合、管理区画*の一定割合がより自然に近い状態*へ復元*されている。		
		注：これには造林不適地に造林された人工林*で、時間の経過とともにその土地本来の種構成、林分構造を形成しつつあるものや、未発達だが時間の経過とともに自然林*になることが確実視される植物群落等を、そのまま自然の遷移に任せて自然状態*へと戻すことも含まれる。		
	第1回年次監査	代表的な自然生態系が存在するため該当しない。	N/A	

		6.5.4 代表的な自然生態系地域*及び/または復元*地の面積は、景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態、管理区画*の面積及び森林*管理の強度*に見合っている。		
	第1回年次監査	公益林の面積が全体の約76%あり、十分である。第4次県有林管理計画で地域および面積を見直し、公益林の面積割合を増やした。	Y	

		6.5.5 保全地域網*（指標*6.5.1～6.5.3で特定された代表的な自然生態系地域*及び/または復元*地、保全地帯*、保護区*、接続*地域、高い保護価値(HCV)*の維持地域）の合計は管理区画*全体の10%以上を占めている。 注：「用語と定義」で示されている通り、「保全*」とは、必ずしも禁伐を意味しない。また、グループ認証の場合、グループレベルで保全地域網*が認証林の総面積の10%以上を占めていれば、SLIMF*の管理区画*は区画ごとに10%の保全地域網*を設ける必要はない。		
	第1回年次監査	第4次管理計画p209にて厳正保存地域（20,243 ha、約14.1%）を指定。自然公園第1種特別地域、自然公園特別保護地区、自然保存地区、文化財指定地、風致保安林等。地図でも明記されている。	Y	

6.6		組織*は、特に生息・生育域*の管理を通し、管理区画*内で生存する在来種*と遺伝子型*の存続を効果的に維持しなくてはならない。また、狩猟、釣り、罟猟、採集等を効果的に管理・制御し、生物多様性*の消失を防がなければならない。（V4基準*6.2、6.3）		
		6.6.1 管理活動は、管理区画*に関わる自然生態系*に見られる植物群落等の生息・生育域の特徴*を維持している。		
	第1回年次監査	厳正保存地域を含む公益林を設定し、自然生態系を保存している。	Y	

		6.6.2 過去の施業により植物群落または生育域の特徴*が失われてしまっている場合は、それらを復元*することを目的とした管理活動が実施されている。		
	第1回年次監査	公益林の面積が全体の約76%あるため、失われていない。第4次県有林管理計画で見直し、公益林の面積割合を増やした。	Y	

		6.6.3 その土地本来の種の多様性や遺伝的多様性が保たれるよう、管理活動により自然生態系*で見られる生息・生育域の特徴*は維持、向上または復元*されている。		
		注：この指標*は必ずしも生物多様性*の定量的モニタリングを求めるものではない。		
	第1回年次監査	公益林の中で、現在針葉樹が植えられている場所は、間伐を行いながら針広混交林化を目指す方針である。	Y	

		6.6.4 在来種*とその地域個体群、及びその自然分布が維持されるよう、狩猟、釣り、罟猟、採取は行政や地域社会*との協力の下、管理されている。		
		注：これには野生動物保護*を目的とした狩猟の規制のほか、増えすぎた害獣の狩猟促進も含む。		

第1回年次監査	山梨県では狩猟の管理を行っており、狩猟目標や制限を課している。狩猟者には税の支払いを求めている。シカは、樹木が持続的に成長できる水準を目指した長期的な目標の下で個体数調整が行われている。シカの個体数の推定は様々な方法で行なわれており、例えば糞粒法や食害状況評価などが行なわれている。シカはピーク時には県全体で約6万5千頭いると推定されていたが、令和3年には年間1万7千598頭捕獲しており、令和3年度末では4万1885頭程になっていると推定されている。 ツキノワグマも県の設定した上限数（40頭/年）の下で狩猟が行なわれている。緊急時には許可があればクマを撃つことができる。	Y	
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	--

6.7	組織*は、自然な河川や溪流*、湖沼*と、川岸地帯*との接続性*を保護*または復元*しなければならない。また、事業活動による水質と水量への悪影響を回避し、悪影響があった場合は、これを低減及び改善しなければならない。（V4基準*6.5）		
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

	6.7.1 自然の水域*と水辺空間*やそれらの接続性*がもつ多面的機能*を特定し、それを保護*する措置が実施されている。		
--	-----------------------------------------------------------------	--	--

	注：保護*措置には、例として以下のものを含むことができる： ・ 2万5千分の1の地図上で示された恒常的な河川・溪流*両側及び湖沼*周囲のバッファゾーン*の設置。これは地図で示されていることが望ましい。 ・ 施業後の残材が谷や沢に流れ込まないように配慮する。 ・ 適切な*道路や橋の設置なしに車や大型作業機械が沢や溪流を横断しない。 ・ 道路の設置などにより自然な水の流れを妨げない。 ・ 作業機械を沢の水で洗わない。 ・ 農薬*や肥料*を水辺周辺で使用しない。 ・ バッファゾーン*での燃料やオイルの扱いの規制。 ・ 燃料やオイルの漏れにくい容器での輸送や保管時の漏れ対策。		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

第1回年次監査	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面とリスト（第4次県有林管理計画、附属資料26溪畔林指定箇所一覧）にしている。溪畔林は基本的には禁伐としている。 現場審査の際にも沢沿いで皆伐をする場合はどのようにするか議論をした。県担当者はバッファゾーン*についての十分な理解を示した。 燃料の輸送の際には法律を満たす漏れない容器で行うよう、2020年12月17日に請負業者に通知をしている。 造林事業標準仕様書には、燃料が水系に流出しないように措置を講じる必要がある旨が書かれているが、具体的にどのような措置が求められるのか明確でない。最低限林内にオイルや燃料を置く際や、林内で給油する際に林地に燃料やオイルが漏れないようにシートを敷くような対策や、万が一林内に漏れた際の対策（例：吸着シートの携帯）は規定することが望ましい。	Y	観察事項 2023.1
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	----------------

	6.7.2 管理区画*内の、水域*と水辺空間*との接続性*、水質及び水量に劣化または損害が認められる場合、復元*するための活動が実施され、必要に応じてそれ以上被害を拡大させないための措置がとられている。		
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

第1回年次監査	これまでは接続性、水質、水量に劣化は確認されていない。大気水質保全課で管理している。	Y	
---------	--------------------------------------------	---	--

	6.7.3 以前の管理者や第三者による水域*の水質と水量の劣化が継続している場合は、この劣化を回避または低減する措置が実施されている。		
--	------------------------------------------------------------------------	--	--

第1回年次監査	これまでは接続性、水質、水量に劣化は確認されていない。	Y	
---------	-----------------------------	---	--

6.8		組織*は、管理区画*全体の景観*を管理し、多様な樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期等様々な林分の配置がモザイク状に維持及び/または復元*されるようにしなければならない。これは、地域の景観的な価値*や、かつ環境、経済上の回復力*を向上させるための方策である。(V4基準*10.2)		
		6.8.1 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されている。皆伐面積は、景観*や環境、防災、社会的な影響を考え、配慮されている。		
		注：皆伐面積は、保安林機能が損なわれないと一般的に判断されている、森林法に基づき指定される保安林の皆伐上限面積を目安としてもよい。		
	第1回年次監査	管理計画p.248「ランドスケープ管理の概念」で景観レベルの森林管理について言及している。また、厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設けるなど施業指針に従い施業を行う。 管理計画p.54以降に森林区分別の施業方針が規定されている。経済林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。 多くの森林は経済林として管理されておらず、そのような森林は自然な森林の遷移が進んでいる。経済林は、在来樹種を間伐、主伐、再生林という従来通りの管理方法で管理されている。主伐の面積は最大10ha、土砂流出防備保安林や砂防指定地内、富士山世界遺産構成資産内では5ha以下と設定されている。	Y	
		6.8.2 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模*、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されていない場合、復元*に向けた取り組みが、個別の妥当性に依拠して実施され、将来的な復元*が見込まれている。		
	第1回年次監査	適切に維持されているため該当しない。皆伐への配慮もなされている。	N/A	
6.9		組織*は自然林*を人工林*や森林*以外の土地利用へ転換させてはならない。また自然林*を直接転換して造られた人工林*を森林*以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く： a) 管理区画*の面積に対してごく限られた割合*のみに影響する場合。 b) 転換によって、管理区画*において明確かつ大きく、安定した、長期*的な自然環境保全*の公益がもたらされる場合。 c) 高い保護価値(HCV)*を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。 (V4基準*6.10及び2014年総会動議7番)		
		6.9.1 自然林*から人工林*への転換、自然林*から森林*以外の土地利用への転換、自然林*を直接転換して造られた人工林*から森林*以外の土地利用への転換は行われていない。ただし以下をすべて満たす場合を除く： 1) 管理区画*のごく限られた割合*のみに影響する場合。 2) 転換によって、管理区画*において明確かつ大きく、安定した、長期*的な自然環境保全*の公益がもたらされる場合。 3) HCV*や、HCV*を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。		
		注：本指標*の適用に際しては、用語と定義に記されている「自然林*」及び「人工林*」の定義を参照することが重要である。		

	第1回年次監査	1), 3)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。転換により地域住民の生活の利便性や森林管理のためのアクセス性が向上している。保護価値の高い森林は法律により厳正に保護されているため2)も該当する。第3次県有林管理計画p. 9に林地の変動が記載されており、5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売却したため、合計5ha減少した。第4次県有林管理計画p. 10の「表2-2-1 県有林の面積」にも平成28年4月から令和3年4月までの林地面積の変動が記載されている。売り払いによって合計で8ha減少した。	Y	
6.10		1994年11月以降に自然林*を転換して造られた人工林*を含む管理区画*は、通常、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く： a) 組織*はその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠がある場合。 b) 管理区画*の面積に対してごく限られた割合*のみに影響し、転換によって、管理区画*において明確かつ大きく、安定した長期*的な自然環境保全*の公益がもたらされている場合。 (V4基準*10.9)		
		6.10.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、1994年以降の土地利用の転換についての正確な情報が収集されている。		
	第1回年次監査	転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
		6.10.2 以下の1)を満たす場合、または2)及び3)を満たす場合を除き、1994年11月以降に自然林*から人工林*に転換された土地は認証されていない： 1) 組織*が、自身は直接的または間接的にその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠を示した場合。 2) 転換によって、管理区画*における明確かつ大きな長期的保全*の公益がもたらされている場合。 1994年11月以降に自然林*を転換して造られた人工林*の面積の合計が現在の管理区画*面積の5%を超えない場合。		
		注：本指標*の適用に際しては、用語と定義に記されている「自然林*」及び「人工林*」の定義を参照することが重要である。		
	第1回年次監査	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
7		原則* 7: 管理計画* 組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、管理の方針と目的*に沿った管理計画*を持たなければならない。管理計画*は、モニタリング情報を基に最新情報に更新され、永続的な順応的管理*として実施されなければならない。関連する計画文書や手順書は、従業員への指針として、また利害関係者*及び関心の高い者*への情報として、そして管理の意思決定の根拠として十分なものでなければならない。(V4 原則*7)		
7.1		組織*は、管理活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、環境的に適切で、社会的な利益にかなう、経済的にも継続可能な管理の方針(ビジョンと理念)と目的*を設定しなければならない。管理の方針と目的*の概要は管理計画*書に組み込まれ、公開*されなければならない。(V4基準*7.1)		
		7.1.1 FSCの原則*と基準*に沿う方針(ビジョンと理念)が定められている。		
	第1回年次監査	山梨県県有林野管理規定 (https://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki_honbun/a500RG00000438.html)で管理の目的、方針が定められている。 これに基づき、第4次県有林管理計画p36に「基本方針」を定めている。	Y	

		7.1.2 7.1.1で定められた方針に沿う具体的な管理目的*が定められている。		
第1回年次監査		第4次県有林管理計画p37「重点的に取り組む事項」に記載されている。本計画から、広葉樹生産を初めて管理目的に含めた。システム販売の広葉樹部門の開始を検討している。	Y	
		7.1.3 定められた方針と管理目的*の概要が管理計画*に含まれており、公開*されている。		
第1回年次監査		方針と管理目的を含む第4次県有林管理計画は全文がホームページで公開されている。(https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html)	Y	
7.2		組織*は、基準*7.1に則り制定した管理目的*と方針に基づいた管理計画*を有し、これを実行しなければならない。管理計画*には管理区画*内に存在する自然の状況が記載されており、どのように計画がFSC認証要求事項を満たすか説明されていなければならない。管理計画*には活動の規模*、強度*とリスク*に応じ、森林*管理面と社会管理面が含まれていなければならない。(V4基準*7.1)		
		7.2.1 管理計画*には管理目的*を達成するための方策、管理活動、対策及び手順が含まれている。		
第1回年次監査		第4次県有林管理計画p45以降に、小班ごとの管理方針となる作業区分分と、その生産目標・誘導目標、施業基準等が具体的に記載されている。施業ごとの注意点については、施業時の仕様書や標準仕様書、特記仕様書に規定されている。	Y	
		7.2.2 FSC認証の管理責任者が任命されており、責任担当者の変更の際は確実な引き継ぎを行う手順がある。		
第1回年次監査		FSC認証の責任者（林政部長）、担当者（現在は金氏）は明確である。引き継ぎの際には引き継ぎ書を作成し他の業務と同様確実に引き継いでいる。なお、引き継ぎ書は山梨県共通の様式である。	Y	
		7.2.3 管理計画*は附則Bに記載されている要素を含んでおり、実施されている。		
第1回年次監査		第4次県有林管理計画では、附則Bに記載されている要素が網羅されている。この計画に基づき毎年管理活動が実施されている。	Y	

7.3		管理計画*には、各管理目的*の進捗を評価するための検証可能な達成目標*が含まれていなければならない。(新規)		
		7.3.1 各管理目的*の達成と管理計画*の進捗状況をモニタリングするために、検証可能な達成目標*が立てられており、評価の頻度が定められている。		
		注：検証可能な達成目標*には例として以下の項目を含むことができる： <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材及び非木材林産物*の収穫量 ・ 林分調査（更新状況、成長量等） ・ 環境保全活動（生物多様性*、土壌、水への影響評価、劣化した場所の復元*等） ・ 施業の実施 ・ 施業の効率性・生産性 ・ 影響を受ける者*との協議* ・ 社会貢献プログラム（環境教育や地域との活動等） ・ 労働環境や安全衛生 ・ 財務状況と予算 ・ 核心地域*として保護される原生林景観の面積 		
	第1回年次監査	第4次県有林管理計画p37「重点的に取り組む事項」に検証可能な達成目標*が数字で記載されている。針広混交林への誘導面積、森林公園等の利用者数、県民のFSC認証の認知度、伐採量、一環作業システムの実施面積、有用広葉樹材の供給量が挙げられている。次期計画には、今期計画の目標に対する達成度合いが掲載される（5年ごとの振返りとなる）。	Y	

7.4		組織*は、モニタリングや評価の結果、利害関係者*との協議内容、新たな科学的知見や技術革新の情報に基づき、また環境の変化や社会経済状況の変化に応じて、管理計画*文書と手順書を定期的に見直し、更新しなければならない。(V4基準*7.2)		
		7.4.1 管理計画*は以下を反映させるために附則Cのように見直され、定期的に更新されている： 1) モニタリング結果。これには、認証機関による監査の結果を含む。 2) 分析評価。 3) 利害関係者*との協議*の結果。 4) 新たな科学的知見や技術革新の情報。 5) 環境や社会経済状況の変化。 注：モニタリング内容については原則*8参照のこと。		
	第1回年次監査	県有林管理計画は10年間の計画で5年ごとに更新されている。次期計画は2026年度からの計画となる。県有林管理計画の改定のために行っている5年に一度の聞き取り調査は前回2020年に実施された。この際は対象に、県内の河川利用者と林業事業者が含まれていなかった。次回の聞き取り調査（2025年予定）の際には内水面漁協などの河川利用者および林業事業者の意見を直接聞き取りする必要がある。聞き取り調査が2年以上先であるため観察事項とする。	Y	観察事項 2023.2

7.5		組織*は、管理計画*の概要を作成し、誰もが無償で入手可能*なようにしておかなければならない。計画及び関連する部分についても、機密情報*を除いて、利害関係者*からの要望に応じ提供しなければならない。この場合は、複製作成費用及び処理費用については実費を請求することができる。(V4基準*7.4)		
		7.5.1 利害関係者*にとって分かりやすい形式で、地図を含み、機密情報*を除いた管理計画*の概要が無償で入手可能*である。		

第1回年次監査	<p>県有林管理計画はホームページで公表している。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。</p> <p>県有林のパンフレットがある。</p> <p>県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。</p> <p>事業図、基本図などは県の情報公開請求手順に従った開示請求があれば、複製費用を受けた上で提供している。</p>	Y	
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	--

	<p>7.5.2 利害関係者*からの要望に応じて機密情報*を除く管理計画*の関連箇所が複製作成及び対応にかかる費用の実費にて提供可能である。</p>		
第1回年次監査	<p>ホームページで公開していない資料については、県の情報公開請求手順に従った開示請求があれば、複製費用を受けた上で提供している。</p>	Y	

7.6	<p>組織*は、規模*、強度*、リスク*に応じ、積極的にかつ透明性の高いやり方で、管理計画*の策定及びモニタリング過程について利害関係者*と協議*し、また他の関心の高い者*についても要求に応じて関与*させなければならない。(V4基準*4.4)</p>		
	<p>7.6.1 慣習に合った方法での*協議*により、利害関係者*が積極的及び透明性をもって以下の過程に関与*している： 1) 紛争*解決プロセス(基準*1.6、2.6、4.6) 2) 労働者*の労働条件の決定(原則*2) 3) 先住民族*や地域社会*がもつ権利(基準*3.1、4.1)、重要な*場所(基準*3.5、4.7)、及び先住民族*や地域社会*に管理活動が与える影響(基準*4.5)の特定 4) 地域社会*の社会経済的発展に貢献する活動(基準*4.4) 5) 高い保護価値*の評価、管理及びモニタリング(基準*9.1、9.2、9.4)</p>		
第1回年次監査	<p>1) 紛争解決システムについては、県の窓口（やまなしパートナーズ・レター制度）があり、解決方法が定められている。このプロセスについて意見があるときでも同じ窓口で意見を提出することができる。</p> <p>2) 県有林課には請負業者の労働条件まで監督する権限はなく、各請負業者内で取り組まれている。入札の際に条件に関する質問を受ける仕組みはあり、条件に納得してもらった請負業者が入札に参加をする。</p> <p>3), 4), 5)については県有林管理計画に含まれている。この策定においては市町村及び160の保護団体に聞き取りを行い、意見を取りまとめ、必要な内容は計画に反映した。第4次計画樹立の際の保護団体からのアンケート回答を確認した。県内160の保護団体からの意見照会が実施され、詳細な書面記録がファイリングされている。</p>	Y	

		<p>7.6.2 以下の事柄は、慣習に合った*方法での協議*を経て行う： 1) 適切な*代表者との連絡窓口の決定（適当な場合、地域の機関、組織、行政を含む）。 2) 双方向に情報が伝達できるような、互いに合意された連絡方法の確立。 3) すべての関係者(女性、若者、高齢者、少数派層)が公平に協議*に参加することの保証。 4) すべての会議、協議内容、合意された事項が記録されることの保証。 5) 会議議事録の内容が承認されることの確保。 6) 慣習に合った*方法での協議*の結果が関係者と共有されることの保証。</p>		
	第1回年次監査	<p>1) 連絡窓口は県有林課、また各林務環境事務所であることは周知の事実である。連絡先は公開されており誰でも連絡を取ることができる。 2) 電話、メール、ホームページ、または直接口頭などで連絡することができる。 3) 協議を実施するときには、性別や年齢等の区別はなく、該当者は誰でも参加することができる。 4) 正式な会合では議事録が残されている。現場での話し合いの結果については工事打合書に記録される。 5)、6) 議事録を参加者すべてに共有し承認を得ることまでは行っていないが、情報公開請求があれば公開でき、意見があれば受け付ける。 出先は毎年1度、代表者との意見交換の機会がある。 あまり地域住民等との会議を開催する機会はない。 森林審議会など公の会議は議事録がホームページで公開されている。 保護団体には毎年交付金を交付する時に通知を出すことが条例で決まっている。その際に個別にやりとりをしている。</p>	Y	
		<p>7.6.3 利害関係者*の利害に関わる管理活動の計画策定及びモニタリングについて、慣習に合った*方法で協議*の機会が設けられている。</p>		
	第1回年次監査	<p>第4次県有林管理計画の策定にあたっては、市町村並びに160の保護団体への聞き取りを行った。意見の取りまとめと分析を行い、第4次県有林管理計画に反映した。</p>	Y	
		<p>7.6.4 関心の高い者*には要望に応じて、利害関係や機密情報*を考慮の上で差し支えない範囲で、彼らの関心を引くであろう森林*管理活動の計画策定及びモニタリングについて関与*する機会が与えられている。</p>		
	第1回年次監査	<p>県有林管理計画はホームページで公表している。 https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/keikaku-tantou/dai4jikanrikeikaku.html 管理計画p.267で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。 県有林のパンフレットがある。 県の出先機関では一般の方からの問い合わせに対応している。県有林課へ直接電話による問い合わせもある。県森林総合研究所の調査研究結果はホームページやチラシなどで情報公開している。 特に県民に限定した仕組みではないので、誰でも閲覧、意見提出ができる。意見は県のホームページの問い合わせフォームから提出できる。電話で直接意見を述べることもできる。森林公園の利用者や近隣住民などからの意見が来ることがある。</p>	Y	

8		原則* 8:モニタリングと評価 組織*は、管理区画*の状態、活動の影響及び、管理目的*の達成に向けた進捗状況について、管理活動の規模*、強度*、リスク*に見合ったモニタリングと評価を行われなければならない。そして、モニタリングの結果を見ながら進める現場順応型管理*を実施しなければならない。(V4 原則*8)		
8.1		組織*は、管理計画*の方針と管理目的*、検証可能な達成目標*の達成度を含め、活動の進捗状況を基に計画が実施されていることを、モニタリングしなければならない。(新規)		
		8.1.1 管理計画*の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画*に記載されている活動の進捗状況そして指標*7.3.1で特定された、管理目的*ごとに立てられた検証可能な達成目標*の達成度を含む。		
	第1回年次監査	県有林では様々なモニタリング活動が実施されている。個々のモニタリングについて実施手法が明記された文書がすぐに提示できるものもあれば、実施手順が何に規定されているのか明確でないものもあった。各モニタリング活動について、実施手法が規定されている文書・箇所を明確にすること。FSC要求事項への不適合を発見し得るモニタリング活動については、不適合が見つかった際に従うべき手順も明確になるとよりよい。	N	軽微な不適合 2023.3
		8.1.2 モニタリングの手順・ツールは現場で十分に実行できるものであり、反復可能かつ経年変化を調べるのに適切である。		
	第1回年次監査	これまで実施してきたモニタリング活動は、反復可能であり、経年変化を調べるに十分である。	Y	
8.2		組織*は、環境状態の変化、及び管理区画*内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。(V4基準*8.2)		
		8.2.1 附則Cに従って管理活動が環境と社会に与える影響がモニタリングされている。		
	第1回年次監査	請負業者からの随時の報告がある。 県職員は県有林環境調査チェックシート等を使用して確認している。 現在県有林内で実施されているモニタリング活動の全容がまとめられた資料はなく、また実施しているモニタリング活動が、国内規格附則Cに含まれる項目を網羅しているか明確でなかった。	N	軽微な不適合 2023.4

		8.2.2 附則Cに従って環境状態の変化がモニタリングされている。		
第1回年次監査	<p>森林巡視員（各林務環境事務所で委嘱）、山岳レンジャー（自然共生推進課が委託）等が巡視を行っている。記録は各林務環境事務所及び自然共生推進課で保管されている。</p> <p>県森林総研によりさまざま（昆虫、きのこ、炭素、水文・水質、植生など）な調査研究が行われている。モニタリング調査地点は100箇所程度あり、継続的、定期的に総研が行っている。</p> <p>河川の水質調査は県の大気水質保全課、または国で行われており、いつでも結果を確認できる。水道の水質調査も各市町村で行われており、異常があれば連絡を受ける。</p> <p>県の自然共生推進課で、特定鳥獣保護管理計画でシカの個体数のモニタリングが行われている。同課で数年ごとにクマの調査も行われている。森林生態については「森林生態系モニタリング調査について」に則ってモニタリングされている。</p> <p>現在県有林内で実施されているモニタリング活動の全容がまとめられた資料はなく、また実施しているモニタリング活動が、国内規格附則Cに含まれる項目を網羅しているか明確でなかった。</p>	N	軽微な不適合 2023.4	

8.3		組織*は、モニタリングと評価の結果を分析し、この分析結果を順次計画過程に反映させなければならない。(V4基準*8.4)		
		8.3.1 順応的管理*手順の実施によりモニタリング結果は定期的に分析され、管理計画*作成の際に考慮、反映されている。		
		注：分析に十分な結果がまだ集まっていない場合は、追加で十分な結果を得た上で分析を行うための計画がある。		
第1回年次監査	<p>モニタリング結果は、獣害対策など管理計画にも反映させてきている。これまでの県有林管理計画にもモニタリング結果が反映され、管理計画に沿った管理が実行されてきた。</p> <p>現在は、森林総合研究所が県有林の依頼を受けて植栽本数、下刈りの回数、針広混交林への誘導、コンテナ苗の導入、一貫作業の生産性の分析についてモニタリング調査を行っている。下刈りの省力化、針広混交林誘導、コンテナ苗については、ある程度結果が得られているため、第4次県有林管理計画に反映した。次回の計画への反映のために低密度植林調査は継続している。</p> <p>5年おきの計画改定時には市町村及び160の地元団体へ聞き取りを行い、意見を反映している。</p>	Y		

		8.3.2 モニタリングにより特定されたFSCの要求事項に対する不適合は適切に対処されており、モニタリング結果を反映させて、検証可能な達成目標*を含む管理計画*や必要であれば管理目的*を修正している。		
第1回年次監査	<p>完了検査の際に不適合が発見された際には、是正がされないと完了が認められない手続きとなっている。請負業者は、発注者である県への報告を継続的に怠る場合などに、指名発注先から外されるということもある。</p>	Y		

8.4		組織*は、機密情報*を除くモニタリング結果の概要を作成し、無償で入手可能*ようにしておかなければならない。(V4基準*8.5)		
		8.4.1 機密情報*を除き、利害関係者*にとってわかりやすいようにまとめた、附則Cの要求事項を網羅するモニタリング結果の概要（地図を含む）が無償で入手可能*になっている。		
		注：機密情報*には、公開*されると支障があると考えられる希少種*、貴重種の情報も含まれる。		
	第1回年次監査	モニタリング結果は要望に応じて開示できる。	Y	

8.5		組織*は、管理区画*から生産された全ての林産物のうち、管理活動の規模*、強度*、リスク*に応じてFSC認証製品として市販されるものについては、生産場所と生産量を追跡しなければならない。(V4基準*8.3)		
		8.5.1 FSC認証製品として販売・譲渡するすべての林産物について、収穫されたFSC認証林から所有権が移るまでのトレーサビリティが確保されている。その一環として： 1) 認証機関からの要求に応じて、FSC取引*データを提供することにより、取引情報の照合*を支持している。 2) 認証機関からの要求に応じて、検証のために原材料のサンプルや標本、及び種の構成に関する情報を提出することによりファイバーテスト*を支持している。		
	第1回年次監査	県有林FSC認証ラベル取扱要領が作成されている。 立木での販売または県内の市場で丸太での販売を行っている。 丸太一式にはFSCラベリングバンドを使用する。	Y	

		8.5.2 販売・譲渡されたすべての林産物について、以下の情報を含む書類が残されている： 1) 樹種の和名（例：マツではなく、アカマツ、クロマツなど）。海外への販売の場合は樹種の学名も。 2) 製品名または製品の記述 3) 製品の材積（または数量） 4) 伐採区画まで材を追跡するための情報 5) 伐採日/ 期間 6) 林内で簡単な加工が行なわれる場合は、加工日/期間と加工量 7) FSC認証製品として販売されたか否か		
		注：パルプ用材収穫のように多くの樹種が収穫され、一本毎の樹種の判定や材積の記載が難しい場合、主要樹種とその割合を記載すればよい。		
	第1回年次監査	2023年1月に中北林務環境事務所が発行された山梨県県有林FSC認証材出荷証明をサンプルとして5点確認した。すべて認証番号とFSC100%が記載されていた。	Y	

		8.5.3 FSC表示を伴って販売されたすべての製品について、少なくとも以下の情報を含む請求書または類似書類が5年以上保管されている： 1) 購入者の名前及び所在地等の購入者を特定できる情報 2) 販売日 3) 主要樹種の和名。海外への販売の場合は樹種の学名も。 4) 製品の記述 5) 販売された製品の体積(または数量) 6) 認証番号 7) FSC製品として販売されたことを示す「FSC 100%」というFSC表示		
	第1回年次監査	保存期間5年と定められている。 山梨県県有林FSC認証材出荷証明に必要事項がすべて含まれていた。	Y	

		8.5.4 FSC商標の使用は商標使用に関するFSC規格(FSC-STD-50-001)の最新版に従っている。		
	第1回年次監査	FSC商標使用の際には必ずアマタ/ソイルアソシエーションに申請をして承認を得てから使用している。	Y	

		8.5.5 販売・譲渡された林産物については、入手可能*な最も有効な最新情報*に基づき、放射能汚染リスクが低いことが確保されている。		
		注：2.3.11で放射能汚染リスクが高いと疑われる地域に由来する林産物の販売・譲渡は避ける。		
	第1回年次監査	県内で山菜、タケノコ、キノコ類の放射線量を毎年測定しており、現在はキノコ類について富士東部の3市町村で放射線量が基準値を超えているため出荷停止措置が取られている。	Y	

9		原則* 9: 高い保護価値* 組織*は、予防手段*を用いて、管理区画*内の高い保護価値(HCV)*を特定し、それらを維持及び/または向上しなければならない。(V4 原則*9)		
9.4		組織*は、高い保護価値(HCV)*が効果的に保護*されるよう、その状態の変化を評価するための定期的なモニタリングを行い、管理方針に反映していかなければならない。また、モニタリングは、規模*、強度*、リスク*に見合い、利害関係者*、関心の高い者*、及び専門家との協議*により推進しなければならない。(V4基準*9.4)		
		9.4.1 定期的なモニタリングプログラムには以下の評価が含まれている： 1) 方策の実施。 2) HCV*とそれらが依存するHCV*を支える地域*の状態。 3) HCV*を完全に維持及び/または向上させるための管理方針と保護*の取り組みの効果。		
	第1回年次監査	山岳レンジャー、自然監視員、富士山レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っている。確実に保護されているか、また訪問者が規則や規制に従っているかを確認している。富士山レンジャーは日々、それ以外の巡視も頻度高く行われている。また各種生物調査も不定期ではあるが行われている。研究所による調査地がある場所ではモニタリングも行われている。	Y	

		9.4.2 モニタリングプログラムは、利害関係者*、関心の高い者*及び専門家との協議*を含む。		
	第1回年次監査	巡視をしていることは富士山レンジャーなどが情報発信をしている。意見があればだれでもウェブサイトを通じて、または事務所に直接提出できる。山岳レンジャーは希少種のチェック、シカの影響などを行い、県の自然共生推進課に報告され、必要に応じ対策を取っている。	Y	
		9.4.3 モニタリングプログラムは、初回の評価とそれぞれのHCV*の特定された状態と比較し、HCV*の変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度で行われている。		
	第1回年次監査	富士山レンジャーは日々、それ以外の巡視も頻度高く行われており、HCVの変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度である。	Y	
		9.4.4 モニタリングまたはその他の新たな情報により、HCV*の維持及び/または向上のために、管理方策と活動は十分でないとして示された場合、これらの方策と活動計画は修正されている。		
	第1回年次監査	そのような事例は特にない。	Y	
		9.4.5 モニタリング記録は保管されている。		
	第1回年次監査	巡視記録について、山岳レンジャー、および自然監視員の記録は自然共生推進課、森林保全監視員の記録は林務環境事務所、富士山レンジャーの記録は富士山世界遺産センターで保管されている。	Y	
10		原則* 10: 管理活動の実施 組織*もしくは組織*のために実施される管理区画*内での活動は、組織*の経済、環境、社会的方針と目的*に一致したものが選択及び実施され、全体としてFSCの原則*と基準*に合致するものであること。(新規)		
10.2		組織*は、管理目的*に沿って、生態的に適合した種、在来種*及びその地域固有の遺伝子型*を用いて更新を行うこと。(V4基準*10.4)		
		10.2.1 更新のために用いられる種は、生態的に地域に適合した種である。		
		注：在来種*、特にこれまでその地域で使われてきた実績がある種が望ましいが、外来種*であってもそれを使う正当な理由があり、その地方で使われてきた実績により侵略性がないことが証明されていればよい。外来種*については10.3.1参照。		
	第1回年次監査	在来種が使用されており、苗木は県内で栽培されている。針葉樹は林業種苗法に基づいた苗を使用している。広葉樹は林業種苗法の制限はかからないが地域の苗を使用している。苗木需給調整会議で、向こう3年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産を指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。長野県からカラマツ苗を購入した事例がある。	Y	

		10.2.2 更新のために用いられる種は更新の目的*及び管理目的*に沿っている。		
	第1回年次監査	現地の状況、気候条件等に応じ、管理目的に合った種を選択している。	Y	

10.3		組織*は、外来種*を使用する際は、侵略的影響が制御できることや、効果的な影響低減措置がとられているという条件を満たさなければならない。(V4基準*6.9、10.8)		
		10.3.1 直接的な経験や科学的な調査結果により、侵略的影響が制御できると示され、かつ拡大を制御するための効果的な措置が取られている場合にのみ外来種*が使用されている。		
	第1回年次監査	現在は植林に外来種を用いていない。林道の法面緑化に外国産の草本種子が使われている。令和4年度は外国産種子が703.08kg(100%)、国産種子が0kg(0%)であった。「各事務所の使用種子一覧」で文書としてとりまとめられている。外来種の緑化植物の拡大は見られない。国産種子の供給状況や市場価が律速となって、国産種子の利用が進んでいない。	Y	

		10.3.2 組織*により導入された外来種*の拡大はモニタリングされ、制御されている。		
		注：林業樹種に限らず、管理区画*内に植えられた園芸種も含む。		
	第1回年次監査	林道法面に使用されている草本の外来種は拡大はしていない。	Y	

		10.3.3 組織*により導入されたものでない侵略的な外来種*については、外来生物法に基づき、地方公共団体や認定団体との協力の下、影響を制御するための管理活動が実施されている。		
		注：これには第三者が管理する林道法面への吹付けにおいて用いられる外来植物も含む。植栽される種や品種についての選択の権限が組織*にない場合でも、管轄機関に侵略性のないものを使うよう働きかけることはできる。		
	第1回年次監査	第4次県有林管理計画p93「外来種の侵入、拡大の防止」で自然侵入の外来種への対応方針を記載した。侵入経路となることが考えられる路網の周辺などにおいて、定期的な確認を行い、刈り払い等必要な対策を講じていくこととしている。ニワウルシ、オオブタクサなどへの注意が促されている。	Y	

10.6		組織*は、肥料*の使用の有益性が生態的かつ経済的に同等以上と認められる場合にのみ限定し、それ以外は使用を避けるものとする。肥料*の使用がある時には、土壌を含む多面的機能*の劣化を防ぎ、環境への影響を軽減する及び/または価値を回復*しなければならない。(V4基準*10.7及び2014年総会動議7番)		
		10.6.1 化学肥料*の使用は避けられている、もしくは最小限に抑えられている。これには、管理区画*内の苗畑も含む。		
	第1回年次監査	肥料は使用していない。	Y	
		10.6.2 肥料*が使用されている場合、肥料*を必要としない育林*方法と比較して生態的かつ経済的に同等か有益である。		
	第1回年次監査	肥料は使用していない。	Y	
		10.6.3 肥料*が使用される際には、その種類、使用量、使用頻度と使用場所が記録されている。		
	第1回年次監査	肥料は使用していない。	Y	
		10.6.4 肥料*が使用される際には、多面的機能*の劣化を防ぐ対策が取られ、価値が守られている。		
	第1回年次監査	肥料は使用していない。	Y	
		10.6.5 肥料*の使用によってもたらされた多面的機能*の劣化は、軽減されるか、機能が回復されている。		
	第1回年次監査	肥料は使用していない。	Y	

10.7		<p>組織*は、化学農薬*の使用を避ける、あるいは完全に排除するため、育林*体系に基づく総合的な病虫獣害対策を構築しなければならない。またFSCの方針により禁止されている化学農薬*は使用してはならない。農薬*を使用する際には、多面的機能*の劣化と人体への健康被害を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは多面的機能*と健康を回復しなければならない。(V4基準*6.6、10.7)</p> <p>注：日本では、在来のマツ類に感染し枯死させるマツノザイセンチュウの防除や、北海道において野ネズミによる食害を軽減するために行政の指導の下、農薬*が使われている。野ネズミの防除に使われているリン化亜鉛は現在FSCが禁止する非常に危険な農薬リストに入っているが、行政は環境に対する負荷が少ない安全な薬剤として、使用を奨励している。最低限の使用量とするため、北海道各地で行政の指導の下、予察調査が行われ、個体数の動態に基づき適当とされる量が散布されている。現在、FSCの農薬方針は改定中であり、改定後、本基準*下の指標*は必要に応じて再度議論するものとする。</p>		
		<p>10.7.1 造林から伐採までのすべての育林*方法の決定を含む、総合的な病虫獣害対策が実施されており、化学農薬*の使用が避けらるか使用停止が図られている。農薬*が使われている場合は、使用頻度、使用範囲、使用量が全体的に減らされている。</p>		
	第1回年次監査	<p>第4次県有林管理計画p92「森林被害対策等」に総合的な病虫獣害対策を記載している。 ニホンジカの第3期管理計画を実施中。目標に向けた狩猟は継続しており、目標頭数は達成できる見込み。 忌避剤はより毒性の低いランテクトールに切り替えている。全体として農薬の使用量は減少傾向である。現在は除草剤は使用していない。 使用薬剤は「令和4年度薬剤使用量一覧」として記録および管理がされている。</p>	Y	
		<p>10.7.2 FSC農薬方針により禁止されている化学農薬*は、FSCから特例使用承認がない限り、管理区画*内で使用及び保管されていない。</p>		
	第1回年次監査	<p>FSC禁止薬品は使用していない。薬品使用時には農薬チェックシートを使用して薬品をダブルチェックし、誤ってFSC禁止薬品を使用しないようにしている。</p>	Y	
		<p>10.7.3 FSC本部から禁止農薬*の使用について特例使用承認を得ている場合、農薬指針に従い、当該農薬*は特例の条件に従って使用され、使用の削減、停止に向けての試みや取り組みが進められている。</p>		
	第1回年次監査	<p>FSC禁止薬品は使用していない。</p>	Y	
		<p>10.7.4 農薬*を使用する場合、商品名、使用量、使用期間、使用場所、使用面積、使用者、使用の理由・根拠、残存量（保存されている量）が記録されている。</p>		
	第1回年次監査	<p>薬剤使用実績まとめ表に、使用林小班、農薬商品名、使用面積（材積）、使用量、使用理由が記録されている。使用期間や使用者は発注書・契約書で明確である。</p>	Y	

		10.7.5 農薬*を使用する際の取扱い（輸送、保管、使用方法、漏出の際の緊急時取り扱方法を含む）はILO文書「職場での化学物質の使用における安全衛生」及び農薬取締法に従っている。		
	第1回年次監査	請負業者へ薬剤散布に関する仕様書で指示する。保護衣類の着用、雨天時の作業禁止、健康管理等について指示。薬剤添付の説明書の指示に従う。	Y	

		10.7.6 農薬*を使用する際は、効果を得ながら使用量が最小限とするように使用されている。また、周辺の景観*に対する効果的な保護*施策が取られている。		
		注：これには例として以下のような措置を含むが、これに限らない： ・ 農薬*の運搬、保管、使用のための機器類は、全て安全で漏れない状態に保たれている。 ・ 農薬*の保管場所は雨漏りなどのない安全な状態に保たれている。 ・ 河川・溪流*や湖沼*付近で農薬*は使わない。 ・ 植林前に、農薬*で処理された苗木を排水溝や河川・溪流*で洗わない。 ・ 豪雨が予想されている場合は使用しない。		
	第1回年次監査	水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。標準仕様書、薬剤散布仕様書で謳っている。現地でも確認されなかった。薬剤使用の6時間以内に降雨が予想される際はまたは降雨中にも使用しない。苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。説明書にしたがい必要最小限の量のみ購入して使用している。過剰な使用はない。	Y	

		10.7.7 農薬*の使用による、多面的機能*の劣化と人体への健康被害は避けられている。影響があった際には、影響を軽減するもしくは多面的機能*と健康は回復されている。		
	第1回年次監査	そのような問題は起きていない。	Y	

		10.7.8 農薬*を使用する場合は以下をいずれも満たす： 1) 農薬*の選択、使用方法、使用時期、使用パターンは人体や標的以外の種に対して与えるリスク*が最小限となるよう配慮されている。 2) 病虫獣害を制御するためには当該農薬*が唯一の効果的かつ現実的で費用効果が高い方法であることを示す客観的な証拠がある。		
	第1回年次監査	それぞれの被害を抑える時期に最小限使用している。使用時期は仕様書で明記している。獣害対策検討フローに従い、防除方法を決定している。	Y	

10.12		組織*は、環境に配慮した適切な*方法で廃棄物*の処理を行わなければならない。(V4基準*6.7)		
		10.12.1 基準*6.1で特定された多面的機能*を保全*するよう、かつ各地方公共団体の規定に従い、廃棄物*の収集、清掃、輸送は適切に行われ、森林管理区画*外で適切に処分されている。		

		注：廃棄物*の適切な*処理（処分）には、排出事業者の責務の順守、処理を委託する場合における確認事項の順守（例：収集運搬業者の運搬車・運搬容器などの処理業者の能力確認）などが含まれる。		
	第1回年次監査	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。発注の際の標準仕様書で指定している。産業廃棄物処理会社に処理を依頼し引き取ってもらうことが日本の法律で定められており、実行されている。 完了検査の際にはゴミが残されていないか確認している。	Y	

		10.12.2 森林管理区画*内に廃棄物*は放置されていない。		
	第1回年次監査	現場審査では現場に放置された廃棄物は観察されなかった。 廃棄物が放置されないようひき続き情報発信しており、発見されたら回収される。	Y	

		10.12.3 ハイカーなどの個人により投棄された廃棄物*が目立つ場合、それを抑制するための対策が取られている。		
	第1回年次監査	そのようなゴミは発見し次回回収している。不法投棄の防止柵や看板を設置しているところもある。パトロール専門の職員も配置されている。	Y	

附則文書 1.1 農薬
FSC-POL-30-001 v3 のための評価

以下のステップ1~3にしたがって、該当する箇所を記入すること。

1	認証取得者は農薬を使用しているか?	はい	続ける
2	FSC-FM-DARシート10「農薬」に、前回審査以降の農薬使用量を記録する。		
3	以下のA1.1.1 & A1.1.4 を完成させる。		
SA Ref	要求事項	はい/いいえ	第1回年次監査
A1.1.1	緊急事態または政府による命令下で使用される禁止HHP: FSCは、FSCが禁止HHPの使用に伴うリスクは、低曝露量であっても毒性が高いため容認できないと考えている。		
1.1.1.1	組織は禁止HHPを緊急事態または政府による命令下で使用したか?	該当しない。	禁止HHPは使用していない。
1.1.1.6	以下を含むSACLへの通知を書面にて提出したか a)FSC禁止HHPの使用意図 b)使用が必要な理由	該当しない。	禁止HHPは使用していない。
1.1.1.7	使用開始から30日以内に、以下の内容をSACLへ提出したか a)FSC 禁止HHP の使用が必要な理由 b)現場特有の環境・社会リスクアセスメント(ESRA) c)特定されたリスクの回避・低減措置 d)影響を回避し、最小限に抑え、低減するために実施している教育訓練とモニタリング e)c)とd)のレビュープロセスについての説明	該当しない。	禁止HHPは使用していない。
1.1.1.8	比較環境・社会リスクアセスメントが実施され、病虫獣害が、より危険性の低い代替方法では現実的に制御できないことを示さなければならない。	該当しない。	禁止HHPは使用していない。
1.1.1.9	IGI の最新版である FSC-STD-60-004 V2-1 の附属文書」に従い、FSC 禁止 HHP が示す危険性に適用される国際一般指標 (IGI) に適合している。 -ガイダンス参照	該当しない。	禁止HHPは使用していない。

A1.1.4	<p>全ての農業使用 - 品質管理システム</p> <p>複数の農業が使用されている場合（複数の ESRA が必要な場合）、審査員は指標レベルのコメント欄に詳細を記入すること。</p>		
1.1.4.1	<p>組織は原則として、以下の優先順位を守らなければならない</p> <p>1.化学合成農業よりも、それを使わない方法</p> <p>2. FSC のHHP リストに掲載されている農業よりも、掲載されていない化学合成農業</p> <p>3. FSC 高度制限HHP よりもFSC 制限HHP</p>	はい	<p>組織は優先順位を理解している。マツクイムシ防除・シカの忌避について効果の確認された農業が限定されているため使用している。忌避剤はより毒性の低いランテクターに切り替えを進めており、全体として農業の使用量は減少傾向である。</p>
1.1.4.2	<p>組織は総合的な病虫獣害対策の一環として、管理の規模、強度、リスクに応じた比較環境・社会リスクアセスメントを実施し、病虫獣害や雑草を抑制・制御するために最もリスクの低い選択肢、その使用条件及び一般リスク回避・低減措置とリスクを最小限にするためのモニタリング措置を特定しているか</p>	はい	<p>環境社会リスクアセスメントは完了している。それぞれ令和2年9月にESRA作成。</p> <p>ヤシマNCS（カーバム剤）：メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。</p> <p>グリーンガード（酒石酸モランテル液剤）：メーカーが公開しているSDSの毒性情報を基に、FSCのESRAテンプレートを埋めている。リスク回避・低減措置も附則2の要素を網羅するように作成されている。</p>
1.1.4.3	<p>環境・社会リスクアセスメントでは、附則2に示されている危険性の種類の最低限のリスト及び曝露に関する要素と変数を考慮しているか？</p>	はい	<p>附則2をもとに環境・社会リスクアセスメントが実施されているため、含まれている。</p>
1.1.4.5	<p>化学合成農業について、その国で承認された最新の特例がある場合、その条件を環境・社会リスクアセスメントに反映させているか？</p>	該当しない。	<p>そのような特例はない。</p>
1.1.4.6	<p>国際標準指標(IGI)の最新公開草案からの要求事項を環境・社会リスクアセスメントに反映させているか？</p>	該当しない。	<p>そのようなIGI草案はない。</p>
1.1.4.7	<p>代替手法及びモニタリング手順に関する情報交換のためのオンラインのFSCデータベースを参照しているか？</p>	該当しない。	<p>データベースはあるが（http://pesticides.fsc.org/strategy-database）、日本における有益な情報は無い。</p>
1.1.4.8	<p>社会や環境への損害が最も小さく、より効果が高く、社会及び環境への恩恵がより大きいか同程度の手段を選択しているか？</p>	はい	<p>現在考えられる最適な農業を選択して使用している。また農業はできるだけ使用しないこととしている。</p>
1.1.4.9	<p>化学合成農業を使用する前に、環境・社会リスクアセスメントの結果を現場の施業計画に反映し、サイト特有のリスクを特定した上で、総合的な病虫獣害対策のための環境・社会リスクアセスメントで以前特定された一般リスク回避・低減措置とモニタリング措置を適応させているか？</p>	はい	<p>請負業者と交わす契約書に添付される造林事業標準仕様書に環境・社会リスクアセスメントを反映している。農業使用時には所定の使用方法に従うこととしており、メーカーの作成している取扱説明書に基づく使用を求めている。</p>
1.1.4.10	<p>環境・社会リスクアセスメント及び、その結果を反映した現場の施業計画は、要請に応じて影響を受ける者に提示できるようにしているか？</p>	はい	<p>情報開示請求があれば開示できる。</p>
1.1.4.11	<p>FSC 高度制限HHP 及び制限HHP をより危険性の低い代替手法に置き換えるために、管理の規模、強度、リスクに応じて代替手法を調査研究、特定、試験するためのプログラムを持つこと。このプログラムには、明確な活動計画、スケジュール、目標が示されており、必要なリソースが割り当てられているか？</p>	はい	<p>忌避剤：ネットか薬剤かの選択になる。被害が少ないところで薬剤を使用している。忌避剤はより毒性の低いランテクターに切り替えている。</p> <p>マツ枯れ対策：景勝地などマツを守らなければいけない場所に限って、薬剤を使用している。薬剤を使用しない対策についても情報は収集している。例えば被害木を搬出してチップ化する方法もあるが、搬出できない場所に被害木がある場合もある。</p> <p>ナラ枯れ：これまでも粘着性のシートで虫をトラップするような方法は試しているが、費用対効果が良くない。</p> <p>このように常に化学合成農業に頼らない方法についての情報収集と試験を行っており、実際に化学合成の訳の使用は減ってきている。</p>
1.1.4.12	<p>環境・社会リスクアセスメントを実施する際には、適用される国内森林管理規格または暫定国内規格の要求事項に従い、利害関係者と協議しているか</p>	はい	<p>日本の国内規格にはそのような要求事項はない。環境・社会リスクアセスメント実施時にはアマタに方法を確認しながら、薬剤会社に相談して実施した。</p>

1.1.4.13	<p>第三者の苗木供給者及び管理区画内に位置する第三者の加工場に対して、FSC 禁止化学合成農薬の一覧を通知し、加工、苗木生産工程において、また管理区画に持ち込まれる資材に対してこれら農薬の使用を避けることを奨励しているか？</p>	はい	<p>苗木は民有林も含めた県全体の需給調整会議で3年先の需要見込みを出している。県有林での必要数量を発注すると、県有林、民有林に必要な合計数量が種苗組合から発注される。個別発注ではないためどの苗木業者から供給されるかは県では事前に把握できない。現在は苗木業者に対してFSC禁止農薬の一覧を通知し使用を避けることを2022年に発した。</p>
1.1.4.14	<p>4.12.12 に示されている第三者の苗木供給者及び管理区画内に位置する第三者の加工場に対して、現在使用している農薬のうち、FSC 禁止化学合成農薬に該当するものの一覧を要請しているか？</p>	はい	<p>県は苗木業者に対して現在使用している農薬のうち、FSC 禁止化学合成農薬に該当するものの一覧の提出を求めた。</p>
1.1.4.15	<p>組織は、化学合成農薬の使用に関する以下を含む記録を保持しているか： <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品名 ・ 有効成分 ・ 使用された有効成分の数量 ・ 使用期間 ・ 使用回数や頻度 ・ 使用場所や地域(面積) ・ 使用理由 </p>	はい	<p>すべての項目が記録されている。</p>
1.1.4.16	<p>リスクの回避と低減を損害の回復と補償に優先しているか？</p>	はい	<p>優先している。</p>
1.1.4.17	<p>該当する場合、FSC-STD-01-001 FSCの原則と基準第5-2 版の環境被害に関する6.3 項及び、労働災害に関する2.6 項に従い、損害の規模に応じて、損害の回復をしているか？</p>	N/A	<p>現在のところ被害は確認されていない。</p>
1.1.4.18	<p>該当する場合、回復が不可能な場合、公正な補償をし、FSC-STD-01-001 FSC の原則と基準第5-2 版の基準2.6 及び基準4.6 に従い、苦情処理及び、労働者と地域社会に公正な補償をするための仕組みを構築しているか？</p>	N/A	<p>現在のところ被害は確認されていない。</p>

附則文書 1.2 原生林景観チェックリスト
Advice-20-007-018 評価のため

注:このアドバイスノートは、各国の国内森林管理規格または暫定国内規格がIFL指標とともに発効した時点で失効となる。

<p>A. 森林は下記のいずれかの地域/国に存在しているか？ グローバルフォレストウォッチマップに従って原生林景観が存在する国： オーストラリア、ベリーズ、ブータン、ボリビア、ブラジル、ブルネイ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、中国、コロンビア、コンゴDRC、コスタリカ、コートジボワール、ドミニカ国、エクアドル、赤道ギニア、エチオピア、フィンランド、フランス領ギアナ、ガボン、ジョージア、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、インド、インドネシア、日本、カザフスタン、ラオス、リベリア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、リッブル、コンゴ、ロシア、ソロモン諸島、スリナム、スウェーデン、タンザニア、タイ、ウガンダ、米国、ベネズエラ、ベトナム。</p>
<p>はい、地域/国名と以下から選択し、質問Bへ進む。</p>
<p>日本</p>
<p>B. FSC-STD-60-004 V2-0に基づく(国内)森林管理規格が存在しない国の森林で、認証取得者はまだ国内森林管理規格に移行が完了していないか？</p>
<p>いいえ、ここで終了し、該当するチェックリストへ移動</p>

附則文書 1.3 林地転換への対応方針が導入する要求事項

Advice-20-007-022 のための評価

発効日: 2023年7月1日

このアドバイスノートは、FSC-STD-60-004 V2-1 に基づく森林管理規格が発効し、移行期 間が終了した時点で、その国において失効する。

ステップ1: 質問に回答する

FSC-STD-60-004 V2-1に基づく森林管理基準が存在し、CHがこの森林管理基準に移行している国に所在する森林か。

はい、A1のみ完成し、終了する

ステップ2: チェックリストを完成させる

FSC-STD-60-004 V2-1	審査	基準/指標	はい/いいえ	是正措置要求
6.9		組織は自然林または高い保護価値(HCV)をもつ地域を人工林や森林以外の土地利用へ転換させてはならない。また自然林を直接転換して造られた人工林*を森林*以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く: a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 b) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 c) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。(C6.10 P&C V4 and Motion 2014#7)		
6.9.1		自然林または高い保護価値(HCV)をもつ地域から人工林や森林以外の土地利用への転換、または自然林を直接転換して造られた人工林から森林以外の土地利用への転換は行われていない。ただし以下をすべて満たす場合を除く: 1) 管理区画のごく限られた割合のみに影響する場合。 2) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 3) HCVや、HCVを維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。		
		<i>If there is no conversion please state 'No conversion' and record N/A in column D. Where exception apply, indicate clearly how ALL conditions 1-3 are satisfied.</i>		
	本審査			
	第1回年次監査	a), c)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。転換により地域住民の生活の利便性や森林管理のためのアクセス性が向上している。保護価値の高い森林は法律により厳正に保護されているためb)も該当する。第3次県有林管理計画p.9に林地の変動が記載されており、5年間で1ha購入し、公共の用途等で6ha売払いしたため、合計5ha減少した。第4次県有林管理計画p.10の「表2-2-1 県有林の面積」にも平成28年4月から令和3年4月までの林地面積の変動が記載されている。売り払いによって合計で8ha減少した。		
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			
6.10		1994年12月1日から2020年12月31日の間に自然林から転換された人工林を含む管理区画は、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く: a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 b) 直接的または間接的にその転換に関与した組織が、該当する FSC 補償の枠組みに従い、すべての社会的な損害の補償を行い、環境的な損害に比例する改善を行ったことが示されている場合。 c) 転換には関わっておらず、転換後に管理区画を取得した組織が、該当する FSC補償の枠組みに従い、優先される社会的損害への補償および環境的損害に対する部分的改善を行ったことが示されている場合。		

6.10.1		利用可能な最も有効な情報に基づき、管理区画における1994年12月1日から2020年12月31日の間のすべての土地利用の転換についての正確なデータがまとめられている。		
		<i>Describe Best Available Information that was used to compile accurate data. See Terms and Definitions for guidance on BAI.</i>		
	本審査			
	第1回年次監査	県有林内での施業履歴は保存されているが、このHCVエリアでは基本森林施業は行わない。転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			
6.10.2		以下のいずれかを満たす場合を除き、1994年12月1日から2020年12月31日の間に自然林から人工林に転換された土地は認証されていない： 1) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全の公益がもたらされる場合。 2) 直接的または間接的にその転換に関与した組織が、該当する FSC 補償の枠組みに従い、すべての社会的な損害の補償を行い、環境的な損害に比例する改善を行ったことが示されている場合。 3) 転換には関わっておらず、転換後に管理区画を取得した組織が、該当する FSC補償の枠組みに従い、優先される社会的な損害への補償および環境的な損害に対する部分的な改善を行ったことが示されている場合。 4) 組織が小規模森林管理者の要件を満たす場合。		
		<i>If there is no conversion please state 'No conversion' and record N/A in column D. If there are areas converted from natural forest to plantation between 1 December 1994 and 31 December 2020, state clearly which one of the conditions 1-4 apply and provide justification.</i>		
	本審査			
	第1回年次監査	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			
6.11		2020年12月31日より後に自然林または高い保護価値(HCV)をもつ地域から転換された人工林を含む管理区画は、認証の対象とはならない。ただし以下を満たす場合を除く： a) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。 b) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全及び社会的な公益がもたらされる場合。 c) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を脅かさない場合。		
6.11.1		利用可能な最も有効な情報に基づき、管理区画における2020年12月31日より後のすべての自然林及び高い保護価値(HCV)をもつ地域の転換についての正確なデータがまとめられている。		
		<i>Describe Best Available Information that was used to compile accurate data. See Terms and Definitions for guidance on BAI.</i>		
	本審査			
	第1回年次監査	県有林内での施業履歴は保存されているが、このHCVエリアでは基本森林施業は行わない。転換は行っていない。審査中も確認されなかった。	Y	
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

	6.11.2	<p>以下を満たす場合を除き、2020年12月31日より後に自然林または高い保護価値（HCV）をもつ地域から人工林に転換された土地は認証されていない：</p> <p>1) 管理区画の面積に対してごく限られた割合のみに影響する場合。</p> <p>2) 転換によって、管理区画において明確かつ大きく、追加的で安定した、長期的な自然環境保全及び社会的な公益がもたらされる場合。</p> <p>3) 高い保護価値(HCV)や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を脅かさない場合。</p>		
		<p><i>If there is no conversion please state 'No conversion' and record N/A in column D. Where exception apply, indicate clearly how ALL conditions 1-3 are satisfied.</i></p>		
	本審査			
	第1回年次監査	1994年11月以降の拡大造林は行われていない。	Y	
	第2回年次監査			
	第3回年次監査			
	第4回年次監査			

附則文書 3 樹種リスト

必要に応じて樹種を編集すること

認証範囲に含まれる主な商用木材および非木材種のリスト（植物名および一般名）

Common Name	Latin Name	Tick if within scope
Conifer		
Grand fir	<i>Abies grandis</i>	
Noble fir	<i>Abies procera</i>	
Lawson cypress	<i>Chamaecyparis lawsoniana</i>	
Japanese larch	<i>Larix kaempferi</i>	
Hybrid larch	<i>Larix x eurolepis</i>	
Norway spruce	<i>Picea abies</i>	
Sitka spruce	<i>Picea sitchensis</i>	
Corsican pine	<i>Pinus nigra</i>	
Scots pine	<i>Pinus sylvestris</i>	
Douglas fir	<i>Pseudotsuga menziesii</i>	
Giant sequoia	<i>Sequoiadendron giganteum</i>	
Coast redwood	<i>Sequoia sempervirens</i>	
Western red cedar	<i>Thuja plicata</i>	
Western Hemlock	<i>Tsuga heterophylla</i>	
Other (specify)		
カラマツ	<i>Larix kaempferi</i>	Y
ヒノキ	<i>Chamaecyparis obtusa</i>	Y
アカマツ	<i>Pinus densiflora</i>	Y
シラベ	<i>Abies veitchii</i>	Y
スギ	<i>Cryptomeria japonica</i>	Y
モミ	<i>Abies firma</i>	Y
ウラジロモミ	<i>Abies homolepis</i>	Y
オオシラビソ	<i>Abies mariesii</i>	Y
ツガ	<i>Tsuga sieboldii</i>	Y
コメツガ	<i>Tsuga diversifolia</i>	Y
ハリモミ	<i>Picea polita</i>	Y
カヤ	<i>Torreya nucifera</i>	Y
サワラ	<i>Chamaecyparis pisifera</i>	Y
トウヒ	<i>Picea jezoensis</i>	Y

Broadleaf

Field maple	<i>Acer campestre</i>	
Sycamore	<i>Acer pseudoplatanus</i>	
Alder	<i>Alnus glutinosa</i>	
Silver birch	<i>Betula pendula</i>	
Hornbeam	<i>Carpinus betulus</i>	
Sweet chestnut	<i>Castanea sativa</i>	
Hawthorn	<i>Crataegus monogyna</i>	
Hazel	<i>Corylus avellana</i>	
Beech	<i>Fagus sylvatica</i>	
Ash	<i>Fraxinus excelsior</i>	
Wild cherry	<i>Prunus avium</i>	
Blackthorn	<i>Prunus spinosa</i>	
Common/English oak	<i>Quercus robur</i>	
Sessile oak (and hybrid)	<i>Quercus petraea</i>	
Willow	<i>Salix spp.</i>	
Elm spp.	<i>Ulmus spp.</i>	
Other (specify)		
ケヤキ	<i>Zelkova serrata</i>	Y
キリ	<i>Paulownia tomentosa</i>	N
ヤマザクラ	<i>Prunus jamasakura</i>	Y
クリ	<i>Castanea crenata</i>	Y
クヌギ	<i>Quercus acutissima</i>	Y
コナラ	<i>Quercus serrata</i>	Y
ミズナラ	<i>Quercus mongolica</i>	Y
シラカシ	<i>Quercus myrsinaefolia</i>	Y
ブナ	<i>Fagus crenata</i>	Y
イヌエンジュ	<i>Maackia amurensis</i>	Y
カツラ	<i>Cercidiphyllum japonicum</i>	Y
ウダイカンバ	<i>Betula maximowicziana</i>	Y
シラカンバ	<i>Betula platyphylla</i>	Y
ダケカンバ	<i>Betula ermanii</i>	Y
キハダ	<i>Phellodendron amurense</i>	Y
オニグルミ	<i>Juglans ailantifolia</i>	Y
サワグルミ	<i>Pterocarya rhoifolia</i>	Y
シオジ	<i>Fraxinus spaethiana</i>	Y
シナノキ	<i>Tilia japonica</i>	Y
トチノキ	<i>Aesculus turbinata</i>	Y
ハリギリ	<i>Kalopanax septemlobus</i>	Y
ヤマハンノキ	<i>Alnus japonica</i>	Y
ホオノキ	<i>Magnolia obovata</i>	Y
ミズキ	<i>Cornus controversa</i>	Y
ミズメ	<i>Betula grossa</i>	Y
ウバメガシ	<i>Quercus phillyraeoides</i>	Y
アカガシ	<i>Quercus acuta</i>	Y
イチイガシ	<i>Quercus gilva</i>	Y
アラカシ	<i>Quercus glauca</i>	Y
ツクバネガシ	<i>Quercus sessilifolia</i>	Y
ウラジロガシ	<i>Quercus salicina</i>	Y

附則文書 4 ワシントン条約付属書記載樹種リスト

- Appendix I - export and import permit required
- Appendix II - export permit only (unless import permit required by national law)

- Appendix III - export permit required where exporting from a country who included species as appendix 3

Updated listing of CITES tree species may be found at:
<http://www.unep-wcmc.org/species/dbases/CITES-listedtrees.html>

Individual species can be checked on the CITES web database:
<http://www.cites.org/eng/resources/species.html>

The following list has been prepared by SA Cert to guide auditors and certificate holders in case web access is limited. It was updated March 2017. Web links above should take precedence over use of the list below.

NB, Tree ferns (CYATHEACEAE) and Palms (PALMAE) have not been included in this list.

Scientific name	Common/Trade name	Notes / Distribution
Appendix I:		
<i>Abies guatemalensis</i>	Guatemalan fir, Pinabete (Spanish)	Central America
<i>Araucaria araucana</i>	Monkey-puzzle tree	Chile and Argentina
<i>Balmea stormiaae</i>	Ayugue	El Salvador , Guatemala , Honduras , Mexico
<i>Dalbergia nigra</i>	Bahia Rosewood, Brazilian rosewood, Jacaranda, Pianowood, Rio Rosewood, Rosewood Alerce, Patagonian	Brazil
<i>Fitzroya cupressoides</i>	cypress	Costa Rica, Panama, Columbia
<i>Pilgerodendron uviferum</i>	Ciprès (French)	Argentina, Chile
<i>Podocarpus parlatorei</i>	Parlatore's Podocarp	Argentina, Bolivia, Peru

Appendix II:

<i>Aquilaria spp.</i>	Agarwood	Asia (all species)
<i>Caesalpinia echinata</i>	Pernabuco, pau Brazil, Brasileto (Portuguese)	Logs, sawn wood, veneer sheets, including unfinished wood articles used for the fabrication of bows for stringed musical instruments.
<i>Caryocar costaricense</i>	Ajillo, Costus	Colombia, Costa Rica, Panama
<i>Dalbergia spp*</i>	Kingwood, African Blackwood, Cocobolo, Cocobolo Prieto, Palisandro de Honduras, Rosul, Palisandre	*Except <i>Dalbergia nigra</i> which is Appendix Asia (all species)
<i>Gonystylus spp.</i>	Ramin	
<i>Guaiacum spp.</i>	Lignum-vitae/Tree of life, Holywood	Central America, Caribbean (all species)
<i>Guibourtia demeusei</i>	Bubinga	Cameroon, Central African Republic, Congo, Democratic Republic of the Congo, Equatorial Guinea, Gabon
<i>Guibourtia pellegriniana</i>	Bubinga	Angola, Congo, Gabon, Nigeria
<i>Guibourtia tessmannii</i>	Bubinga	Cameroon, Equatorial Guinea, Gabon
<i>Gyrinops spp.</i>	Gaharu	Asia (all species)
<i>Oreomunnea pterocarpa</i>	Gavilaan	Costa Rica, Mexico, Panama
<i>Pericopsis elata</i>	Afrormosia, African teak	Central and West Africa logs, sawn wood and veneers controlled only
<i>Platymiscium pleiostachyum</i>	Quira macawood, Cristó bal (Spanish)	Central America
<i>Podophyllum hexandrum</i>	Himalayan may-apple	
<i>Prunus africana</i>	African cherry	Bhutan Africa & Madagascar
<i>Pterocarpus erinaceus</i>	Kosso/African rosewood	Benin, Burkina Faso, Cameroon, Central African Republic, Chad, CÃ´te d'Ivoire, Gambia, Ghana, Guinea, Guinea Bissau, Liberia, Mali, Niger, Nigeria, Senegal, Sierra Leone, Togo
<i>Pterocarpus santalinus</i>	Red Sandalwood	India, Sri Lanka logs, wood-chips and unprocessed broken material controlled only
<i>Swietenia humilis</i>	Honduras Mahogany, Mexican mahogany	Central America
<i>Swietenia macrophylla</i>	Big-leaf Mahogany	Central-South America
<i>Swietenia mahagoni</i>	Caribbean mahogany, American mahogany	USA, West Indies, Central America logs sawn wood and veneer sheets controlled only
<i>Taxus: chinensis</i>	Yew: Chinese	
<i> cuspidata</i>	Japanese	
<i> fauana</i>	Tibetan	
<i> sumatrana</i>	Sumatran	
<i> wallichiana</i>	Himalayan	

Appendix III:

Bulnesia sarmientoi

Cedrela odorata

Dipteryx panamensis

Magnolia liliifera var.

obovata

Podocarpus nerifolius

Tetracentron sinense

Fraxinus mandshurica

Quercus mongolica

Cigarbox Cedar,

Spanish Cedar

Almendro

Safan, Champak,

Magnolia

Yellow wood

Tetracentrons

Manchurian Ash

Mongolian Oak

Argentina - Logs, sawn wood, veneer sheets, plywood, powder and extracts.

South&Central America (logs, sawn wood and veneer sheets only)

Costa Rica, Panama, Colombia

Bhutan, China, India, Nepal

Asia

Bhutan, China, India, Nepal, Myanmar

Russia

Russia